

令和7年度 住宅支援事業等説明会

日時：令和7年4月16日（水）

15：30 から 17：00 まで

場所：一関市役所 2階大会議室A・B

次 第

1 開 会

2 挨 拶

3 住宅支援事業等の説明

担当課	事業名
都市整備課	住宅環境改善リフォーム補助金
	木造住宅耐震診断事業
	木造住宅耐震改修工事助成事業補助金
	ブロック塀等安全確保事業補助金
	がけ地近接等危険住宅移転事業補助金
	住まいの省エネルギー改修推進事業補助金
下水道課	浄化槽設置整備等事業補助金
	下水道接続促進事業費補助金
	排水設備設置資金融資あっせん及び利子補給補助金
交流推進課	空き家バンク登録住宅改修等補助金
林政推進課	木材利用促進事業費補助金
生活環境課	住宅用新エネルギー設備導入促進費補助金
	[車載型蓄電池・充放電設備]
	地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業費補助金
	[太陽光・蓄電池]
	地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業費補助金
文化財課	埋蔵文化財関係の手続きのご案内

4 質疑応答

5 そ の 他

6 閉 会

令和 7 年度住宅支援事業等説明資料

日時:令和7年4月16日(水)

15:30 から 17:00 まで

場所:一関市役所2階大会議室A・B

【 補助制度一覧 】

担当課	No.	事業名	頁
都市整備課	1	住宅環境改善リフォーム補助金	1
	2	木造住宅耐震診断事業	13
	3	木造住宅耐震改修工事助成事業補助金	15
	4	ブロック塀等安全確保事業補助金	17
	5	がけ地近接等危険住宅移転事業補助金	19
	6	住まいの省エネルギー改修推進事業補助金	21
下水道課	7	浄化槽設置整備等事業補助金	23
	8	下水道接続促進事業費補助金	25
	9	排水設備設置資金融資あっせん及び利子補給補助金	27
交流推進課	10	空き家バンク登録住宅改修等補助金	29
林政推進課	11	木材利用促進事業費補助金	33
生活環境課	12	住宅用新エネルギー設備導入促進費補助金	37
	13	[車載型蓄電池・充放電設備] 地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業費補助金	41
	14	[太陽光・蓄電池] 地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業費補助金	45
文化財課	15	埋蔵文化財関係の手続きのご案内	49
水道課	16	遠距離給水工事費補助金	53
東部上下水道課	17	生活用水確保施設整備事業費補助金制度	55
林政推進課	18	薪ストーブ設置費補助金	57
長寿社会課	19	高齢者及び障害者にやさしい住まいづくり推進事業費補助金	61
介護保険課	20	介護保険住宅改修支給制度	65
総務課	21	契約に係る不正行為等の再発防止について	69

※No.16～21 は資料配布のみとなります。

補助制度に関する問い合わせは、各担当課へお願い致します。

令和7年5月 14 日(水)8:30 ~ 受付開始

住宅環境改善リフォーム補助金のご案内 【令和7年度版】

1	補助金制度の概要	P.1
2	補助対象者の要件	P.1
3	補助対象住宅の要件	P.2
4	補助対象工事の要件	P.2
5	補助対象となる経費	P.3
6	補助対象とならない経費	P.4
7	補助金の額	P.5
8	補助金の計算方法	P.5
9	補助金の加算の要件	P.6
10	提出書類等	P.8
11	補助金交付申請の手順	P.10

1 補助金制度の概要

市民の生活の基盤となる住宅環境の向上を図るため、自らが所有し、かつ、居住する住宅のリフォームに要する経費の一部を補助する制度です。

補助金の対象は、市内施工業者が実施するリフォームに要する経費であって30万円以上のものです。

- (1) 基本額：経費の1/10以内の額とし、8万円を限度とします。
- (2) 加算額：同上（対象：子育て世代・高齢者世帯・多世代同居世帯）

予算に達した場合、補助申請の受付は終了となります。

※ 詳細は以下の内容をご確認ください。

2 補助対象者の要件

補助金を申請しようとする者（以下「申請者」という）は、次の全ての要件を満たすことが必要です。

- (1) 一関市内に住所を有している者
- (2) リフォームを行う住宅に居住し、かつ当該住宅の所有者[※]であること

※ 当該住宅の所有者が民法（明治29年法律第89号）第725条に規定する親族である場合を含みます。

- (3) 市税等を滞納していないこと
- (4) 暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと
- (5) 過去に本補助金の交付を受けていないこと[※]

※ 令和3年度以降に住宅環境改善リフォーム補助金を受けたことがある者、または、補助金を受けたことがある住宅は、申請することができません。

※ 以下の補助金の交付を受けたことがある方については申請が可能です。

- ア 緊急経済対策住宅リフォーム助成事業（H22～H29実施）
- イ 子ども・高齢者いきいき住宅支援補助金（H30～R2実施）

3 補助対象住宅の要件

補助対象となる住宅は、次のすべての要件を満たすことが必要です。

- (1) 申請者が所有する家屋^{※1}で自己の居住の用に供している住宅^{※2}であること
 - ※1 所有者が民法（明治29年法律第89号）第725条に規定する親族である場合を含みます。
 - ※2 非住宅部分（事務所や店舗など）と併用し、床面積の2分の1以上を自己の居住の用に供している住宅（以下「併用住宅」という）を含みます。
- (2) 一関市内にある住宅であること
- (3) 過去にこの制度による補助を受けていない住宅であること

4 補助対象工事の要件

補助対象となる工事は、次のすべての要件を満たす工事です。

- (1) 市内に本店を有する法人又は市内に住所を有し、事業を営む個人事業主（以下「市内施工業者」という）との契約により実施するリフォームであること
- (2) リフォームに要する経費が30万円（税込）以上であること
- (3) 補助金の交付決定を受けた後に工事に着手し、申請年度内に完了報告等の手続きを完了することができること

【㊟ご注意ください㊟】

補助金の交付決定を受ける前に工事に着手した場合は、申請の受付はできません。

- (4) 国、県または市が実施する他の補助事業による補助金等の交付を受けていない、又は受けようとしていないこと^{※1}
- (5) 保険・共済等による保険金等の支払いを受けていない、または受けようとしていない工事^{※2}

※(4)および(5)について

これらに該当しない工事に要する経費については、補助金申請が可能です。

5 補助対象となる経費

補助対象となる経費は、以下のいずれかに該当する工事に対する経費です。

(1) 住宅性能を高める工事

- (例) ・クロスや床の張り替えなどの内装改修工事
・屋根や外壁などの外装改修工事
・建具などの改修工事 など

(2) 居住性の向上や生活支援を目的にした工事

- (例) ・手すりの設置や階段の滑り止め設置、床段差の解消などのバリアフリー化工事
・玄関や台所の改修工事
・家族構成の変化などに対応した間取り変更や増改築工事 など

(3) 住宅の衛生環境を向上させる工事

- (例) ・トイレ改修工事
・浴室改修工事
・抗菌素材を使用した内装工事
・非接触型自動洗浄機能付きトイレの導入
・自動開閉機能付き便座の導入
・洗面所等の自動水栓化
・非接触型のセンサー式照明の設置 など

(4) 環境負荷低減に資する工事

- (例) ・住宅の各種断熱施工
・二重サッシ取り付け工事 など

6 補助対象とならない経費

以下のような工事にかかる経費は補助対象経費として認められません。

別表1（第4関係）

工事等の区分	補助対象経費としない経費の内容
外構工事	門、塀、舗装、擁壁、犬走り、スロープ等に係る工事に要する経費
	造園、植樹、剪定等の植栽に係る工事に要する経費
取り外し可能な製品の購入、設置又は修繕	消耗品、備品等の購入、設置又は修繕に要する経費
	空調設備の購入、設置又は修繕に要する経費
	通信回線（電話、テレビ、インターネット等を含む）の設置、修繕又は更新に係る工事に要する経費
	畳、襖又は障子の購入、設置又は修繕に係る工事に要する経費
	電球又は蛍光灯の購入又は交換に要する経費
	家具（備え付け家具を含む）、電気製品の購入、設置又は修繕に要する経費
	浴槽又は風呂釜の購入、設置又は修繕に要する経費
	給湯器の購入、設置又は修繕に要する経費（浴室又は台所改修と一体的に行う給湯設備の設置を除く。）
	新エネルギーによる発電設備及びこれに類する設備の購入、設置又は修繕に要する経費
	住宅以外の建物に係る工事
併用住宅における非住宅部分に係る工事に要する経費	
住宅以外の建物における浄化槽設置に係る工事に要する経費	
住宅以外の建物における下水道接続に係る工事に要する経費	
解体工事	住宅又は住宅以外の附属建物に係る解体工事に要する経費（補助対象工事に伴う住宅の部分解体工事を除く）
他の補助制度を併用している工事	国、県若しくは市の他の補助金等の交付を受け、又は受けようとしている工事に要する経費
その他の工事等	保険、共済等による保険金等の支払いを受け、又は受けようとしている工事に要する経費
	補助金交付決定前に着手したリフォーム工事に要する経費
	耐震診断に要する経費及び耐震化に係る工事に要する経費
	ハウスクリーニング、排水管の清掃等に要する経費（補助対象工事に伴うものを除く）
	官公庁申請費用等の各種申請手数料
	その他市長が補助対象経費として適当でないと認めるもの

不明な点は都市整備課にお問い合わせください。

7 補助金の額

各種要件を満たし、補助金の交付決定を受けた場合の補助金の額は以下のとおりです。

(1) 補助金額（基本額）

補助対象経費の10分の1に相当する額（上限額：8万円）

※ 補助金（基本額）に1,000円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額となります）

(2) 補助金額（加算額）

「9 補助金の加算の要件」に該当する世帯の場合は、補助対象経費の10分の1に相当する額（上限額：8万円）を加算します。

※ 補助金（加算額）に1,000円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額となります）

8 補助金の計算方法

補助金額の計算方法は以下のとおりです。

(1) 補助金額（基本額）のみの場合

【例①】

補助対象工事費（税込） 1,000,000円の場合

$$1,000,000 \text{円} \times 1/10 = 80,000 \text{円（上限）}$$

※ 補助対象工事費が100万円以上の場合の補助金額は、上限の8万円となります。

【例②】

補助対象工事費（税込） 555,000円の場合

$$555,000 \text{円} \times 1/10 = 55,500 \text{円}$$

$$\div 55,000 \text{円（千円未満切捨）}$$

(2) 補助金額（基本額）＋補助金額（加算額）の場合

【例③】

補助対象工事費（税込） 1,000,000円の場合

$$1,000,000 \text{円} \times 1/10 = 80,000 \text{円（上限）} \cdots \text{基本額分}$$

$$1,000,000 \text{円} \times 1/10 = 80,000 \text{円（上限）} \cdots \text{加算額分}$$

$$\text{計 } 160,000 \text{円（基本額＋加算額）}$$

※ 補助対象工事費が100万円以上の場合の補助金額は、上限の8万円となります。

【例④】

補助対象工事費（税込） 555,000 円の場合

$$\begin{aligned} 555,000 \text{ 円} \times 1/10 &= 55,500 \text{ 円} \\ &\div 55,000 \text{ 円（千円未満切捨）} \cdots \text{基本額分} \\ 555,000 \text{ 円} \times 1/10 &= 55,500 \text{ 円} \\ &\div 55,000 \text{ 円（千円未満切捨）} \cdots \text{加算額分} \\ \text{計} &110,000 \text{ 円（基本額+加算額）} \end{aligned}$$

※ 補助対象工事費（総額） $\times 2/10$ とはなりませんので、注意してください。

9 補助金の加算の要件

申請者が属する世帯が、上記1の補助対象者の要件を満たし、かつ、次のいずれかに該当する場合は、補助金が加算されます。

なお、子育て世帯と高齢者世帯の両方に該当しているなど、(1)~(3)に示す世帯のうち複数の世帯に該当している場合でも、いずれか1つでの加算となります。

(1) 子育て世帯

18歳未満（4月1日時点における年齢）の子どもがいる世帯

(2) 高齢者世帯

65歳以上（申請日における年齢）の高齢者がいる世帯

(3) 多世代同居世帯

以下のアまたはイに該当する世帯

ア 申請者又はその配偶者の直系尊属^{*1}又は直系卑属^{*2}であり、申請日における年齢が18歳以上の者で、以下に示す①の要件に該当し、かつ②か③のいずれかに該当する者が同居することにより、新たに当該世帯の世代数が1以上増加する世帯

①申請日において、申請者と2年以上別に居住している者

②申請日において、申請者と同居から1年以内の者

③申請日が属する年度内に同居する者

【多世代同居世帯に規定する直径尊属または直系卑属】（※1、※2）

○直系尊属とは

自己より前の世代の直系の親族（例）父母、祖父母など

○直系卑属とは

自己より後の世代の直系の親族（例）子、孫など

イ 申請者と現に同居している独身者が婚姻した世帯または当該住宅に現に同居している者が婚姻から1年以内の者が引き続き当該住宅に同居している世帯

【多世代同居世帯に該当する例】

	現在の世帯状況	現在の世代数	⇒	同居後の世帯状況	同居後の世代数
①	夫・妻	1世代	⇒	夫・妻 子（18歳以上）	2世代
②	祖父・祖母 夫・妻	2世代	⇒	祖父・祖母 夫・妻 子（18歳以上）	3世代
③	祖父・祖母 夫・妻	2世代	⇒	祖父・祖母 夫・妻 子・子の配偶者	2世代 1世代 ^{※1}
④	夫・妻 子	2世代	⇒	夫・妻 子・子の配偶者	2世代

※1 同居している場合または世帯分離をしているが同住所で居住する場合は該当するものとみなします。

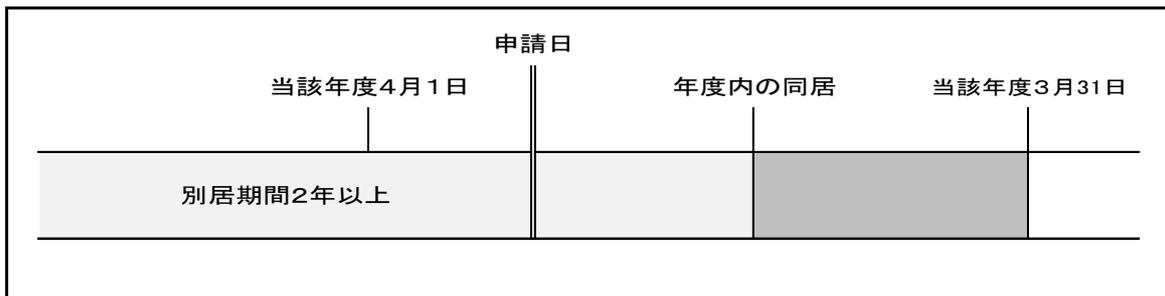
【多世代同居世帯に該当しない例】

	現在の世帯状況	現在の世代数	⇒	同居後の世帯状況	同居後の世代数
①	夫・妻	1世代	⇒	夫・妻 子（出生）	2世代

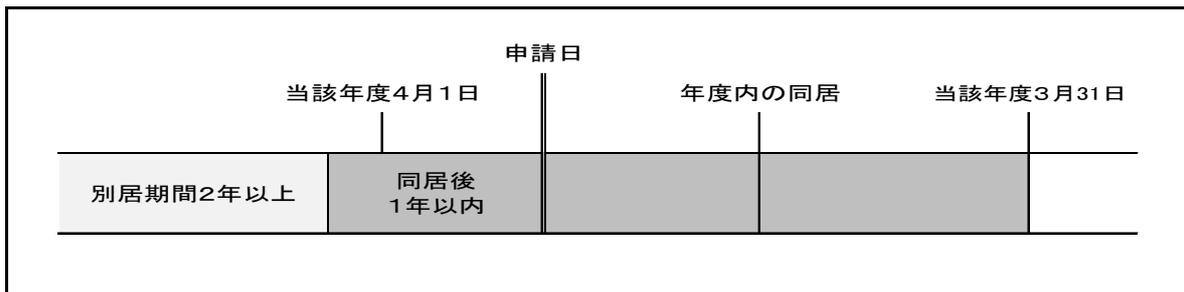
この場合は、「多世代同居世帯」には該当しません。

ただし、申請日時点で子の出生があれば、「子育て世帯」に該当し、加算対象となります（住民票での確認が必要です）。

【補助申請後に多世代同居世帯となるケース】



【補助申請時に多世代同居世帯となるケース】



10 提出書類等

○当初申請時

提出書類	様式	添付書類	提出部数	提出時期
補助金交付申請書	第1号	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票謄本 (続柄・世帯主・世帯全員分の記載必要) ・住宅の所有が分かる書類の写し(R7年度) (固定資産税納税通知書や登記簿など) ・納税証明書(申請年度を除く R6.R5.R4年度の過去3か年度分) ・改修工事の内容を示す平面図、立面図その他の図面 ・改修工事費の内訳書(見積書の写し) ・現況の写真(当該建物を屋外から撮影した写真、施工箇所の工事前の状況がわかる写真) ・その他市長が認める書類 <p><追加で必要となる書類></p> <p>【多世代同居世帯の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに同居する予定の者の住民票(2年以上所有者と別に居住していることが確認できるもの) ・戸籍全部事項証明書(住宅の所有者又は当該所有者の配偶者の直系尊属又は直系卑属であることが確認できるもの) <p>【併用住宅の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居住の用に供している面積が確認できる書類(平面図等) <p>【住宅の居住者と所有者が異なる場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居住者と住宅の所有者の関係が、親族関係であることが確認できる書類(戸籍謄本の写しなど) <p>【共有名義の住宅の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共有名義の住宅分の納税証明書※ 申請者単独の納税証明書の他に必要になります。 <p>※納税義務者の氏名が連名(●●(1/2)・●●(1/2)、●●外●名など)で表示されたもの</p>	各1部	工事着手前

○事業変更時

提出書類	様式	添付書類	提出部数	提出時期
補助金変更(廃止) 承認申請書	第2号	<ul style="list-style-type: none"> 改修工事の内容の変更がわかる平面図、 その他の図面 変更後の改修工事費の内訳書の写し（見 積書など） その他市長が必要と認める書類 	各1部	変更前早 い時期

○事業取下げ時

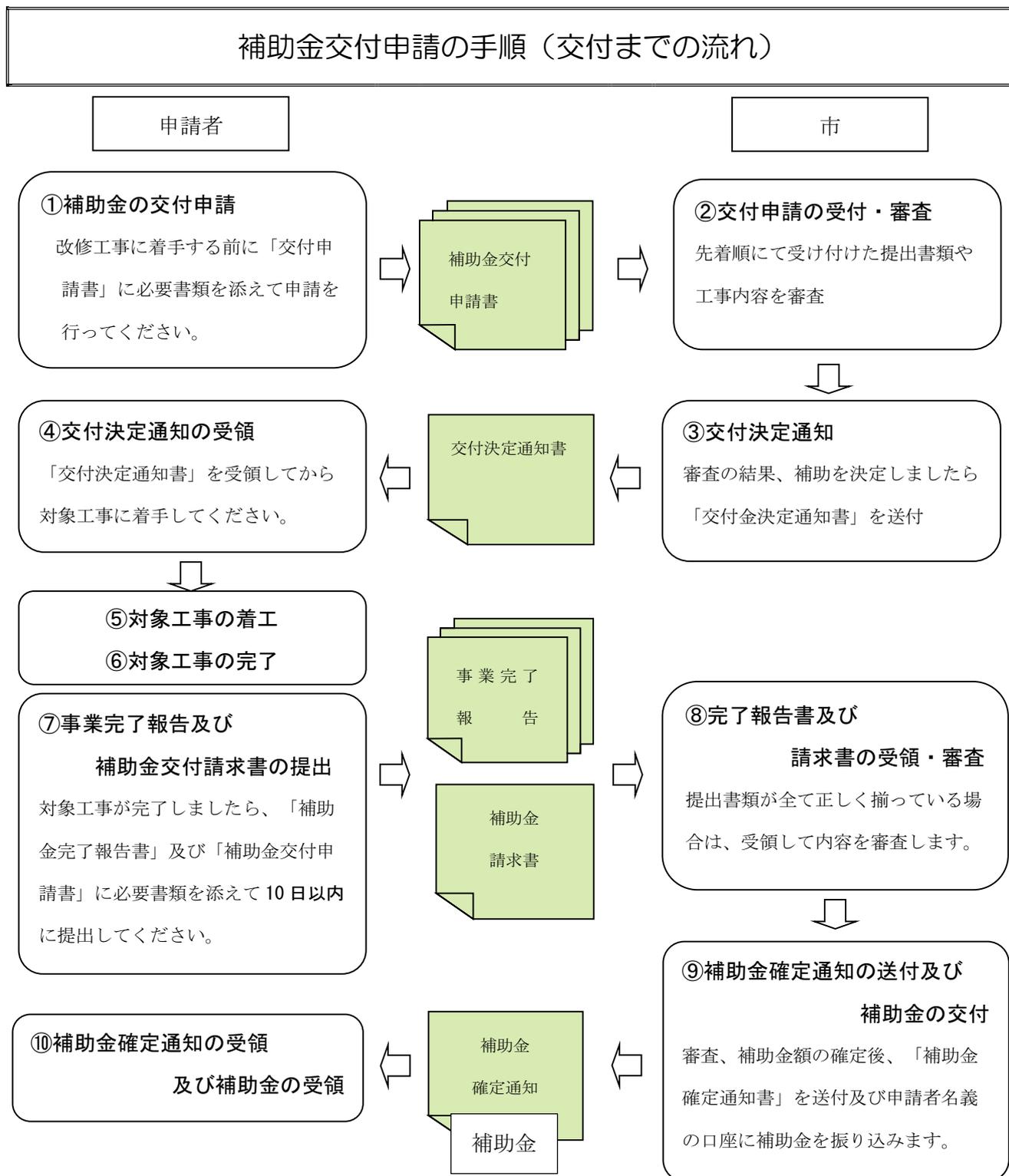
提出書類	様式	添付書類	提出部数	提出時期
補助金変更(廃止) 承認申請書	第2号		各1部	廃止事由 発生後 30日以 内

○事業完了時

提出書類	様式	添付書類	提出部数	提出時期
補助金交付請求書 補助金完了報告書	第3号 第4号	<ul style="list-style-type: none"> 工事費の支払いを証明する書類の写し （領収書など） 工事完了後の施工箇所の完成写真 その他市長が必要と認める書類 <p>【多世代同居世帯の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たに当該住宅に同居した者の異動後の 住民票謄本 	各1部	完了した 日から 10日以 内

※ 申請者にかわって代理の方が申請する場合は、委任状を提出してください。

11 補助金交付申請の手順



注) ○補助金交付決定通知書を受領後、対象工事の内容や工事金額に変更が生じる場合などは、変更承認を受ける必要があります。

○交付決定を受けた後、工事を中止する場合は、廃止の手続きが必要です。

申請の受付及び問合せ先

○申請書類の受付は、本庁及び各支所産業建設課で行います。

本庁都市整備課	電話	21-8541
花泉支所産業建設課	電話	82-2908
大東支所産業建設課	電話	72-4082
千厩支所産業建設課	電話	53-3920
東山支所産業建設課	電話	47-4527
室根支所産業建設課	電話	64-3807
川崎支所産業建設課	電話	43-2116
藤沢支所産業建設課	電話	63-5319

○申請内容等の詳しい問い合わせは、下記までお願いいたします。

本庁都市整備課	電話	21-8541
---------	----	---------

木造住宅耐震診断の募集について

市では、震災に強い安全で安心なまちづくりを目指すために、一定の条件を満たす一戸建て木造住宅の「耐震診断」を行います。

1. 募集戸数

30戸（募集戸数に達した時点または令和8年1月末日時点で締め切り）

2. 対象となる住宅の要件

耐震診断を受けることができる住宅は、市内の木造住宅のうち、次のいずれにも該当する住宅です。

- ① 昭和56年5月31日以前に新築されたもので、その後（昭和56年6月1日以降）増築していない住宅
- ② 在来軸組工法又は伝統的工法による一戸建て住宅で、地上2階建て以下の住宅

3. 所有者負担額

3,000円/戸

4. 申込受付

随時、都市整備課で受け付けます。

5. 申込時に必要となる書類

- ① 一関市木造住宅耐震診断申込書（様式第1号）
- ② 建築年月日が確認できる書類（例：確認済証、固定資産税課税明細書など）

6. その他

- ① 申込から診断までの期間は、概ね1カ月程度です。耐震診断士が申込者に連絡しますので、両方で診断日時を決めてください。
- ② 耐震診断料の3,000円は、耐震診断士が診断に伺った際、耐震診断士に直接支払ってください。
- ③ 「2. 対象となる住宅の要件」に合致しない住宅は受付できません。
ただし、耐震診断を受診することは可能です。ご希望の方は、診断方法や診断費用などについて、次の団体にお問い合わせください。

一般社団法人岩手県建築士会一関支部

事務局：(株)井上建築デザイン（☎0191-82-5410）

【市ホームページ】



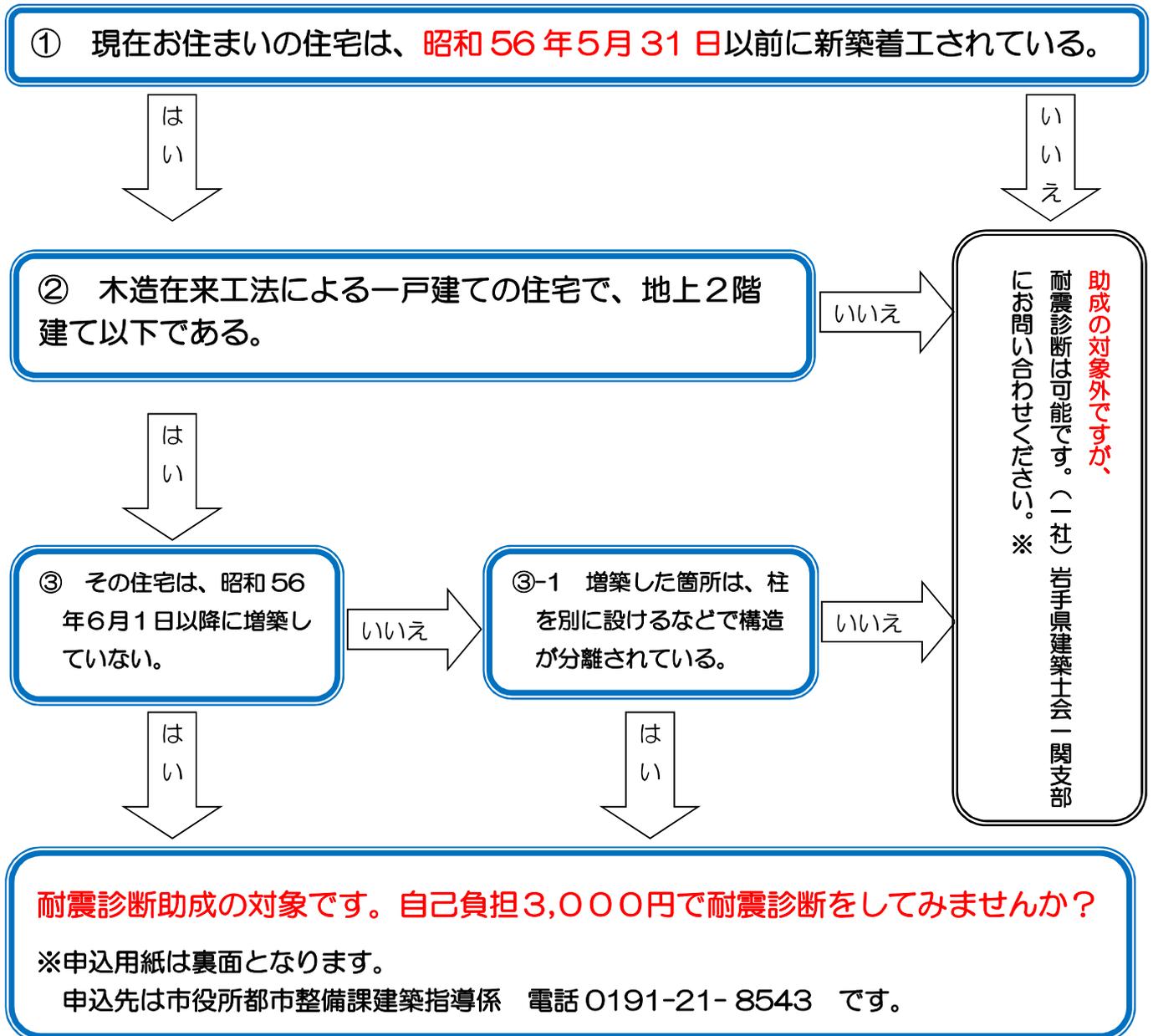
問い合わせ先 一関市建設部 都市整備課 建築指導係
☎0191-21-8543（係直通）

耐震診断を受けてみませんか？

一関市では昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工され、その後（昭和 56 年 6 月 1 日以降）増築していない木造住宅に対し、耐震診断費用を助成しています。

下記フロー図で助成対象となった場合は、自己負担 3,000 円で受けることができます。

耐震診断の助成対象となる木造住宅フロー図



※助成対象外の場合でも、耐震診断を受診することは可能です。ご希望の方は、診断方法や診断費用などについて、次の団体にお問い合わせください。

一般社団法人岩手県建築士会一関支部

事務局：(株)井上建築デザイン（☎0191-82-5410）

木造住宅耐震改修工事助成事業補助金について

市では、震災に強い安全で安心なまちづくりを目指すために、市の耐震診断事業を実施した木造住宅の「耐震改修工事」へ助成を行います。

1. 募集戸数

3戸（募集戸数に達した時点または令和7年11月末日時点で締め切り）

2. 対象住宅（いずれも該当するもの）

- ① 昭和56年5月31日以前に着工された、一戸建て木造住宅で、その後（昭和56年6月1日以降増築をしていないもの
- ② 在来軸組工法又は伝統的工法による住宅で、地上2階建て以下のもの。
- ③ 建築基準法に違反していないもの
- ④ 市が実施した耐震診断を受けその診断結果が、上部構造評点が1.0未満であったもの、又は重大な地盤・基礎の注意事項の指摘があったもの

3. 対象者（いずれも該当すること。）

- ① 対象住宅を所有（法人所有は除く。）し、又は所有者と同居し、かつ、自ら居住の用に供する者で当該補助対象住宅の耐震改修工事を行う者
- ② 市税を滞納していない者

4. 対象工事

市内業者（一関市内に本店又は主たる事業所を有する法人又は個人）が施工する耐震改修工事（次の①又は②）で、令和8年2月末日までに事業が完了するもの

- ① 耐震改修後の上部構造評点を1.0以上とし、かつ、既存の評点より0.3以上向上するもので、地盤・基礎が安全であること
- ② 上部構造評点が1.0以上で、かつ、重大な地盤・基礎の注意事項を改善する工事を行うもの

※主な耐震補強箇所が目視確認できる時期に、中間検査を行います

5. 対象経費

- ① 耐震改修工事費
- ② 設計・工事監理費
- ③ 工事に必要な仕上げの撤去・再仕上げに要する費用
（補強部分と補強に必要なその周囲で1m以内の部分）

6. 補助額等

5. で掲げる補助対象経費の80%以内、かつ115万円を限度（千円未満切り捨て）

7. その他支援制度

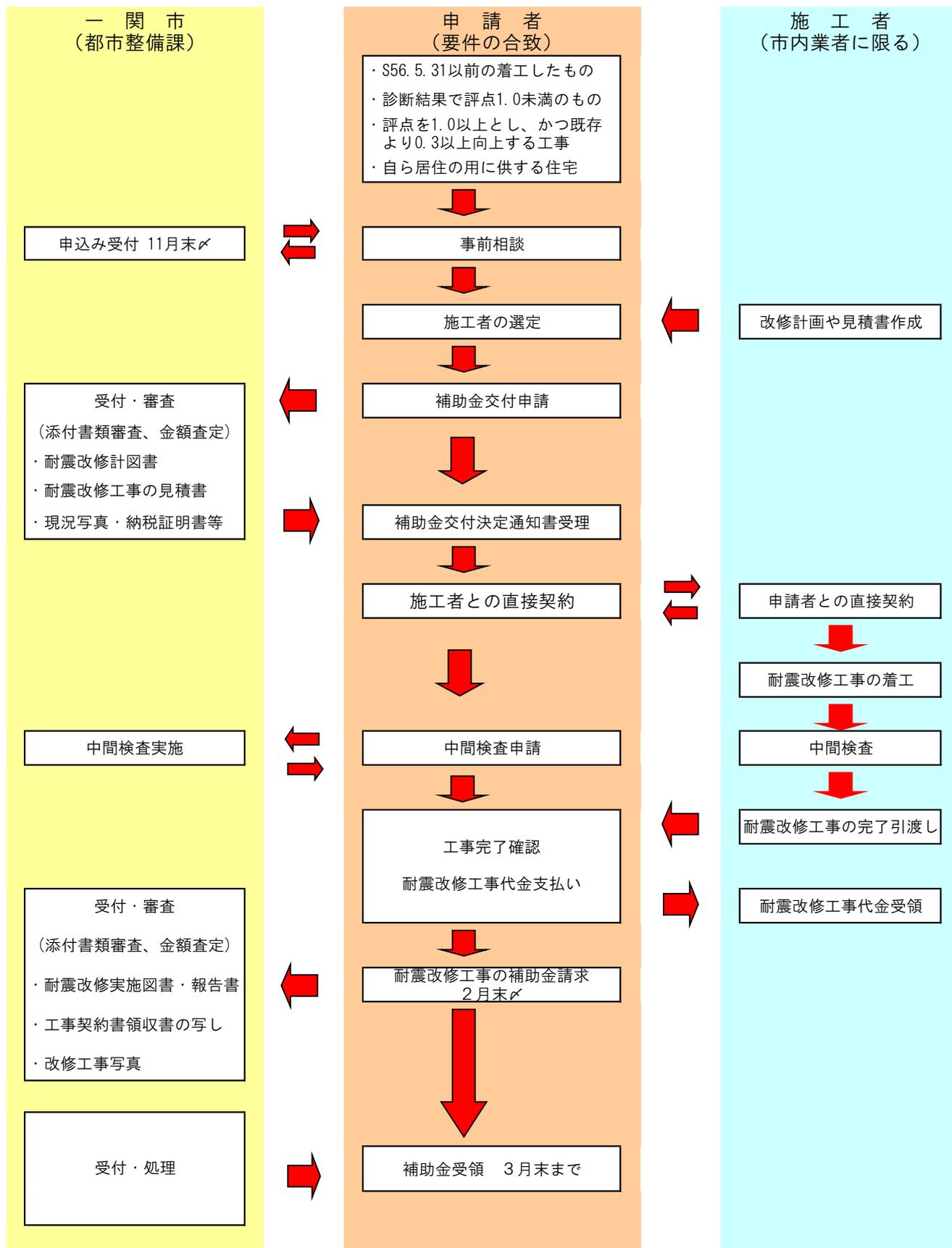
固定資産税の減額措置 耐震改修工事をした場合、所定の証明書等を添付し、改修後3か月以内に申告することにより、当該家屋に係る税額が減税されます。（家屋の用途等による減税内容が変わります。詳細は資産税課までお問い合わせください）

【市ホームページ】



問い合わせ先 一関市建設部 都市整備課 建築指導係
☎0191-21-8543（係直通）

木造住宅耐震改修工事助成事業補助金の流れ



ブロック塀等安全確保事業補助金について

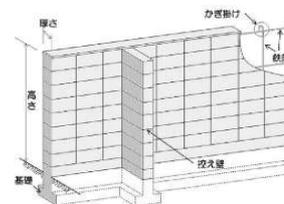
【目的】 地震等の発生時に倒壊し、通行を妨げ、又は人に危害を及ぼすおそれのある市内のブロック塀等を除却することにより、安全の確保を図る。

1. 対象ブロック塀

市内に存する組積造を含むブロック塀で、次のいずれも該当するもの

- ① 道路等（一関市地域防災計画で指定している緊急輸送道路及び避難路並びに通学路（学校等から半径500m以内の道路）のうち、道路法に規定する道路）に面しているもの
- ② 耐震診断を実施した結果、倒壊の危険があると判断されたもの
- ③ 過去にこの補助金の交付を受けたブロック塀等と同一敷地でないもの
- ④ 道路等からの高さが1.2m以上のもの（擁壁は含まない）

※門扉、門柱、フェンス、擁壁、道路等に面しないブロック塀は対象外



2. 対象者

※いずれも該当すること

- ① 対象ブロック塀が存する土地を所有している者又は管理している者で、対象ブロック塀等の除却工事を行う者
- ② 市税を滞納していない者

3. 対象経費

対象ブロック塀等の除却工事に要する費用（設計費及び工事監理費を含む）とする。

ただし、対象ブロック塀等の長さ1m当たり8万円を乗じて得た額を限度とし、令和8年2月末日までに事業が完了するものとする。

4. 交付額

「3. 対象経費」に掲げる補助対象経費の3分の2の額（1,000円未満の端数は切り捨てた額）とし、20万円を限度とする。

5. 募集件数

10件（募集件数に達した時点または令和7年11月末時点で締め切り）

6. その他

- ① 現地での耐震診断の結果により、当該事業の対象にならない場合があります。
本申請の前に、必ず事前相談（事前相談申込書の提出）をお願いいたします。
- ② 補助金の交付決定を受ける前に工事に着手（契約含む）した場合は、申請の受付はできません。

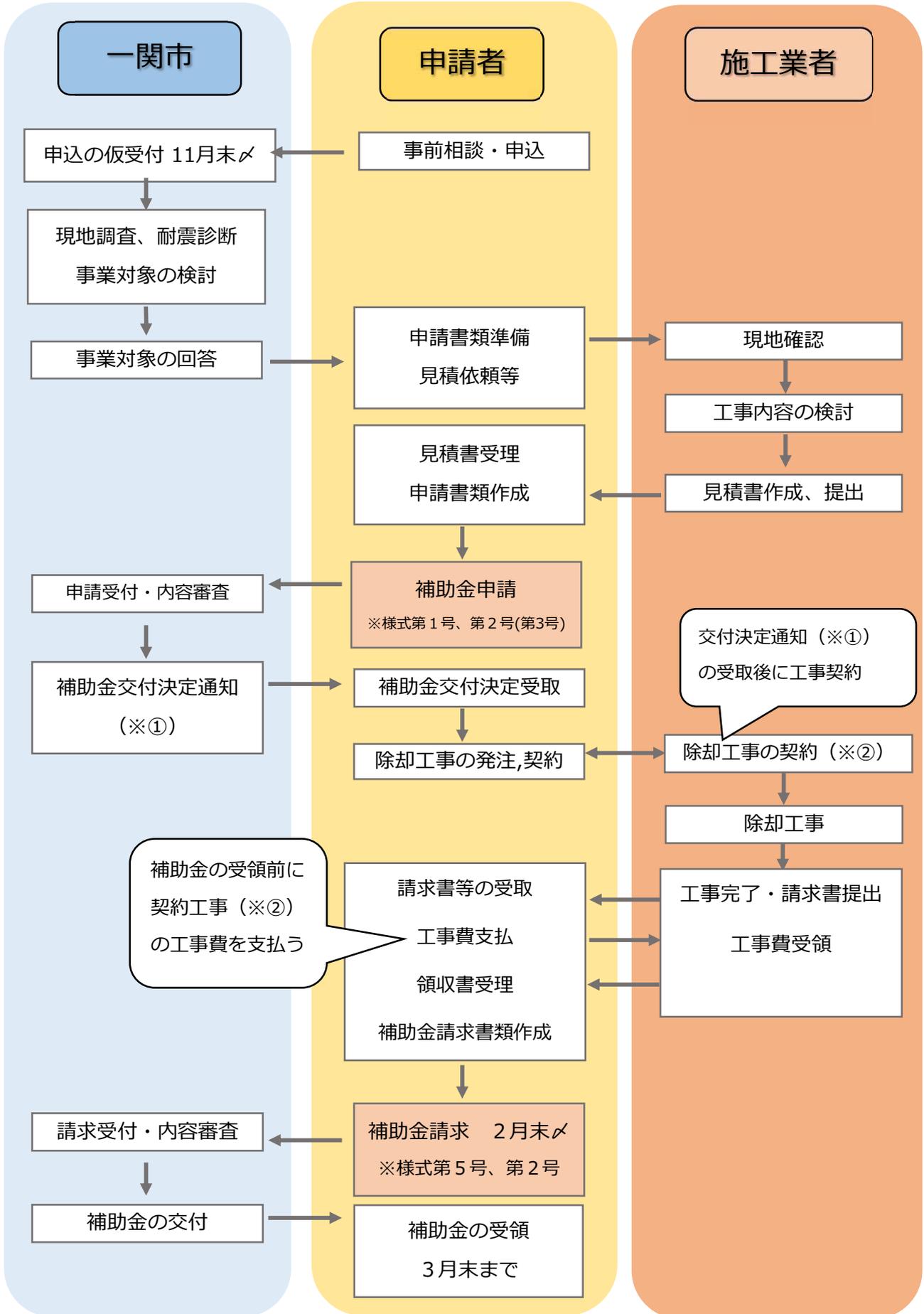
【市ホームページ】



【お問い合わせ】 一関市建設部 都市整備課 建築指導係
〒021-8501 一関市竹山町7番2号
☎0191-21-8543（係直通）

ブロック塀等安全確保事業補助金の手続きの流れ

補助金の交付請求額が交付申請額から変更がない場合



がけ地近接等危険住宅移転事業補助金について

がけ地の崩壊等から市民の安全を確保し、危険住宅の移転を促進するための助成を行います。

1. 募集戸数

1戸（募集戸数に達した時点または令和7年11月末日時点で締め切り）

※令和8年度に実施を希望する場合は、令和7年9月末日までに事前相談

2. 対象となる要件

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条の規定に基づき岩手県知事が指定した、市内の土砂災害特別警戒区域に存する住宅。

3. 対象者

危険住宅を所有し、現に危険住宅に居住している者で、当該危険住宅を市内に移転するもので、令和8年2月末日までに事業が完了するもの。

4. 補助金額

交付対象経費		補助限度額
危険住宅の除却等に要する経費	移転する者が行う危険住宅の除却に要する経費	次の額のうち、いずれか少ない額 <ul style="list-style-type: none"> ・当該年度における住宅局標準建設費等通知（※）に定める1㎡当たりの額に除去しようとする危険住宅の延べ面積を乗じて得た額 ・実支出額 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> ※住宅局標準建設費等通知とは 公営住宅法（昭和26年法律第193号）、住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）等の規定による国土交通省住宅局所管事業に係る国の補助金額の算定の基準となる国土交通大臣の定める標準建設費その他の額の通知をいう。 【参考：令和6年度の1㎡当たりの額】 <ul style="list-style-type: none"> ・木造：32,000円/㎡ ・非木造：46,000円/㎡ </div>
	移転する者の移転に要する経費（動産移転費、仮住居費等を含む。）	次の額のうち、いずれか少ない額 <ul style="list-style-type: none"> ・1戸当たり97万5,000円 ・実支出額
危険住宅に代わる住宅の建設（購入を含む。）に要する資金を金融機関その他の機関から借り入れた経費	借入金利子（年利率8.5%を限度とする。）に相当する額以内の額。 ただし、1戸当たり421万円（建物は325万円、土地は96万円）を限度とする。	

【市ホームページ】



問い合わせ先 一関市建設部 都市整備課 建築指導係
 ☎0191-21-8543（係直通）

住まいの省エネルギー改修推進事業補助金について

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、住宅ストックの省エネルギー化を推進するため助成を行います。

1. 募集戸数

1戸（募集戸数に達した時点または令和7年11月末日時点で締め切り）

※令和8年度に実施を希望する場合は、令和7年9月末日までに事前相談

2. 対象となる住宅

市内に存する一戸建て住宅

3. 補助対象事業及び補助額（一部抜粋）

令和8年2月末日までに事業が完了するもの

対象事業	経費	補助額
省エネ診断	1 既存住宅の調査費 2 既存住宅に係る第三者機関による評価に要する経費	補助率：2/3 補助上限額：15万円/戸
省エネ設計等 省エネ改修	1 省エネ改修を行うための調査費 2 設計費 3 計画策定費 4 省エネ改修の内容に係る第三者機関による評価に要する経費 5 工事費(改修後の住宅がZEH水準となる省エネ改修と併せて実施する構造補強工事に要する費用を含む)	【省エネ基準に適合する場合】 補助率：4/10 補助上限額：30万円/戸 【ZEH水準に適合する場合】 補助率：8/10 補助上限額：70万円/戸

注) 同一住宅に対する補助金の交付は、上記の区分ごとに1回限り

4. 省エネ基準及びZEH水準

(1) 省エネ基準

断熱等性能等級4かつ一次エネルギー消費量等級4を満たすこと。ただし、部分改修においては、改修する部分が仕様基準を満たすこと。

(2) ZEH水準

断熱等性能等級5かつ一次エネルギー消費量等級6を満たすこと。ただし、部分改修においては、改修する部分がZEH仕様基準を満たすこと。

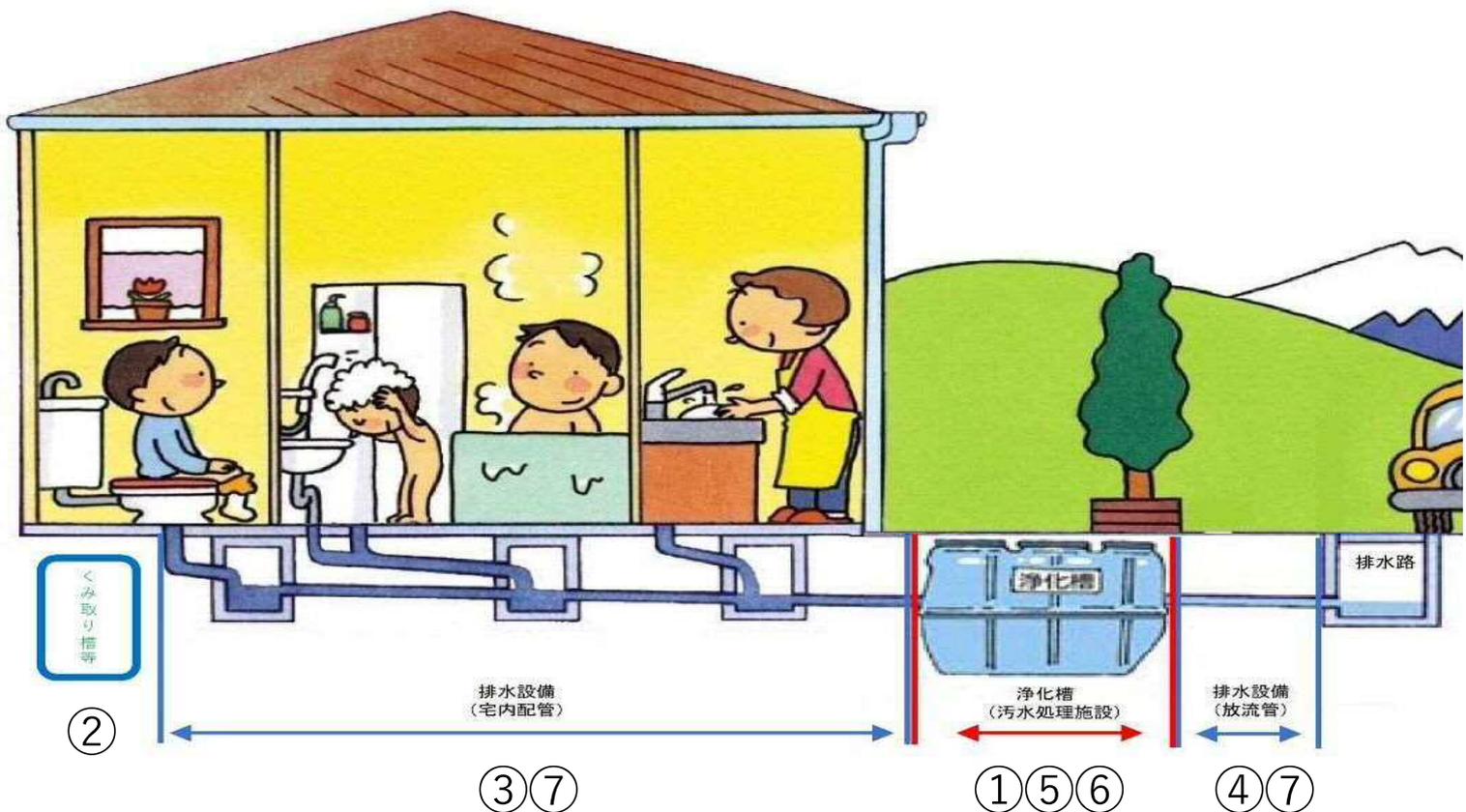
【市ホームページ】



問い合わせ先 一関市建設部 都市整備課 建築指導係
☎0191-21-8543（係直通）

浄化槽の支援制度について（令和7年4月現在）

【資料No.7】



番号	補助金制度名	補助内容
①	浄化槽設置費補助	浄化槽を設置する際、次の金額を補助します。 5人槽：529千円、7人槽：662千円、10人槽：897千円
②	くみ取り槽等撤去費補助	浄化槽の設置に伴い、くみ取り槽等の撤去費を補助します。 くみ取り槽：90千円、単独処理浄化槽：120千円
③	宅内配管工事費補助	浄化槽の設置に伴い、新たに設置する宅内配管の工事費を補助します。（300千円） ※くみ取り槽等からの切替えによる浄化槽設置の場合に限る。
④	放流管整備費補助	放流管延長が30mを超えるとき、設置費を補助します。 対象：30m～100mまでの70m分が対象 補助額：工事費の3/4の額（上限：3千円/m）
⑤	グループ設置費補助	グループで浄化槽の設置を行う場合、グループの戸数に応じて、浄化槽設置費補助を上乗せ補助します。 詳細は、裏面を確認願います。
⑥	修繕費補助	浄化槽本体にかかる修繕費を補助します。 対象：浄化槽本体に係る修繕費 補助額：修繕費の1/2以内の額（上限：100千円）
⑦	排水設備設置資金融資あっせん及び利子補給補助	1,000千円を限度とした融資あっせんとして5年間の利子を補助します。 ※1 近年の利率では、実質無利子での融資となります。 ※2 洗濯機や換気扇など排水設備と直接関係しない器具等は補助対象外です。

浄化槽グループ設置費補助の要件

項目	要件
対象地域	浄化槽設置整備等事業補助の補助対象区域
戸数	2戸以上
単位	大字単位（令和5年度より）
設置期間	同一年度内
補助の期間	平成29年度から令和8年度までの10年間

浄化槽グループ設置費補助金額

人槽区分	①浄化槽設置整備費補助額	②グループ設置費補助を上乗せ後の額		
		2～3戸	4～9戸	10戸以上
5人槽	529,000円	547,000円	573,000円	617,000円
7人槽	662,000円	684,000円	718,000円	772,000円
10人槽	897,000円	927,000円	972,000円	1,047,000円

※令和5年度から、制度拡充によりグループは大字単位で組むことができるようになりました。
 ※自治会等で取り組みたい場合は出前講座を実施します。（補助制度や手続き方法の説明）
 下水道課又は東部上下水道課までお問い合わせください。

住宅関係の支援制度（参考）

支援制度の概要（詳しくは担当課に直接お問い合わせください。）
住宅環境改善リフォーム補助金【都市整備課 直通☎21-8541】 住宅環境の向上等を目的に行う住宅のリフォームで、補助対象経費の10分の1を補助する。 家族構成等により補助額が加算される場合あり。（施工業者や対象経費等の要件あり）
高齢者及び障がい者にやさしい住まいづくり推進事業費補助金【長寿社会課 直通☎21-8370】 介護保険法に基づき要介護（要支援）認定者や身体障がい者に認定された方の日常生活における利便性を図るために住宅改修を行った場合、かかった経費から介護保険給付の支給限度額20万円を引いた額の3分の2の額を補助する。（40万円を限度）
介護保険住宅改修費支給制度【一関地区広域行政組合 介護保険課 直通☎31-3223】 介護保険法に基づき要介護（要支援）と認定された方が、生活環境を整えるための小規模な住宅改修を行った場合、利用者負担割合に応じ、対象となる経費（上限額20万円）の最大90%を支給する。
移住者住宅取得補助金【交流推進課 直通☎21-8194】 移住者が市内に居住するための住宅を建設または購入する場合に補助する。
空き家バンク登録住宅改修等補助金【交流推進課 直通☎21-8194】 空き家バンクに登録した物件の改修等の経費に対し補助する。

【問い合わせ先】

○一関・花泉地域：下水道課 普及係 ☎0191-21-8572

○大東・千厩・東山・室根・川崎・藤沢地域

：東部上下水道課下水道係 ☎0191-53-3970

下水道と合併処理浄化槽は、 まちの環境を守ります！

各家庭が下水道への接続や合併処理浄化槽を設置することで、側溝などから、ハエや蚊、悪臭の発生源がなくなり、生活環境の改善が図られて、まちなみが清潔になります。



トイレや台所、お風呂などの汚水を下水処理場や合併処理浄化槽できれいにしてから河川、側溝に戻すので、きれいな水の循環を保ち、生活に欠かせない水環境を守ります。

下水道への接続・浄化槽の新規設置を支援します

市では次の「水洗化支援制度」を設けていますのでご活用ください

下水道接続支援制度



●浄化槽撤去費補助（令和7年度～）

下水道（農集）に接続する際に不要となる浄化槽の撤去に要する費用の一部を補助します。

補助金額

- ◆撤去に要する額
- ・合併処理浄化槽の撤去 120,000円
- ・単独処理浄化槽の撤去 120,000円

●下水道接続促進事業費補助

排水管工事の延長が30mを超える場合に補助します。

補助金額

- ◆供用開始3年以内の接続工事
排水管工事延長が30mを超える部分について、1mごとに5,000円
※上限額：200,000円
- ◆供用開始3年経過後の接続工事
排水管工事延長が30mを超える部分について、1mごとに3,000円
※上限額：120,000円

浄化槽設置支援制度



●浄化槽設置費補助

浄化槽を設置する際、次の補助金を補助します。

5人槽：529,000円、7人槽：662,000円
10人槽：897,000円

●くみ取り槽等撤去費補助・宅内配管工事費補助

くみ取り槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ切り替えする方へ補助します。

- ・くみ取り槽撤去：90,000円
- ・単独処理浄化槽撤去：120,000円
- ・宅内配管工事：300,000円
- ※補助金以内の額の場合はその額



●放流管整備費補助

放流管延長が30mを超えるとき設置費を補助します。

放流管30m～70m分が補助対象
補助額：工事費の3/4の額
※上限額：3,000円/m



●グループ設置費補助

グループで浄化槽の設置を行う場合、グループの戸数に応じて、補助額を上乗せします。
※上乗せ額：5人槽を2戸のグループで設置した場合は、1戸当たり18,000円の上乗せ

●修繕費補助

浄化槽本体に係る修繕費を補助します。
補助額：修繕費(20,000円を超える額)の1/2以内の額
※上限額：100,000円

市では排水設備工事費への融資あっせん・利子補給を実施しています。
制度の利用をご希望の場合は、工事を始める前に下記までお問い合わせください。

貸付限度額

■一戸建ての建物の場合：100万円
※融資利率：R7【2.70%】



一関市排水設備工事費 シミュレーション

一関市のホームページで工事費（下水道接続費用、浄化槽設置費用）がどのくらいの金額になるかを試算できます。

二次元コードをご参照ください！



下水道と浄化槽をお使いのみなさまへ

下水道と浄化槽は、みなさまの生活を支える大切な施設です。施設の役割がいつでも発揮できるよう、そして長く使用できるよう正しく使うことを心がけましょう。

台所の油やごみは流さない！

台所から出る野菜くずや残飯、ビニール片などを流すと排水管や下水道が詰まり悪臭や排水不良の原因となります。
また、油類を流すと排水管に付着し、次第に固まって詰まる原因となりますので流さないでください。



トイレには、溶ける紙を！

水に溶けない紙や紙オムツ、たばこやガムなどを流すと詰まりの原因となりますので、流さないでください。



髪の毛を流さない！

お風呂や排水溝などにはネットを設置するなどして、髪の毛やごみが流れないように注意しましょう。



アルコールやガソリンは流さない！

ガソリンやシンナー、アルコールなど揮発性の高い危険物を流すと管の中で爆発したり、管が損傷するなど大事故につながりますので、絶対に流さないでください。



浄化槽の維持管理について

■ばっ気装置（ブロー）の電源は絶対切らないでください
ばっ気装置は、好気性の微生物を元気に働かせて繁殖させるための空気を送りこむ重要な役目をしているため、電源は絶対に切らないでください。

■消毒剤が切れないように注意してください

排水される水は、常に消毒されていなければなりません。消毒剤は保守点検の際に補給されているので大丈夫と思いがちです。消毒剤は一定に消費されていくよう設計されていますが、通常より水の使用量が多くなると消毒剤も多く消費されていきますので注意が必要です。

■故障や異常が発生した場合は、直ちに専門業者に連絡してください

例えば ・ばっ気装置から異常な音がする。 ・悪臭が発生している。 ・放流水に濁りがある など



問い合わせ先

一関市役所 本庁 下水道課 0191-21-8572
千厩支所 東部上下水道課 0191-53-3970

水洗化をサポートします！

【資料No.9】

「排水設備設置資金融資あっせん」及び「利子補給」制度のご案内

市では、皆様の下水道への接続工事等をサポートするため、低金利の融資あっせん及び、利子補給を実施しています。

◎貸付限度額

- ・一戸建ての建築物 100万円
- ・共同住宅や2戸以上の構造を持つ建築物 300万円
(水洗トイレを設置する戸数 1戸につき50万円まで)



◎融資利率

毎年、市と融資機関とで協議し決定します。令和7年度の利率は2.70%です。（社会福祉協議会の生活福祉資金借入の場合は1.50%）

◎償還及び利子補給について

- ・5年以内の毎月元金均等償還です。（社会福祉協議会は7年以内）
- ・年度末にその年度分の利子を申請者へ補助します。

利子（利息）の計算方法

利子額 = 借入残高 × 利率 × 借入期間

利率2.00%で100万円を借り入れし、5年間（60月）で毎月返済した場合の利子は、合計で約50,000円程度となります。毎年3月にその年度中に支払った分の利子を市から申請者へ補給いたします。

◎取り扱い融資機関

岩手銀行、東北銀行、北日本銀行、一関信用金庫、東北労働金庫、いわて平泉農業協同組合（取扱は一関市内にある本店及び各支店）、岩手県社会福祉協議会（取扱は一関市社会福祉協議会）

◎申請について

本制度を利用される場合は、**必ず排水設備工事を始める前に**、各融資機関へご相談のうえ、本庁下水道課または東部上下水道課へ申請書を提出してください。（**工事着工後の受付はできませんので、ご注意願います**）

※なお、本制度以外にも、中小企業者が排水設備を整備する場合に対象となる融資あっせん及び利子補給制度がございます。詳細はお問合せください。

制度利用の流れや必要書類等詳しくは裏面をご覧ください。
ご不明な点がありましたら、下記までお問い合わせください。

一関市役所 本庁 下水道課 21-8572
千厩支所 東部上下水道課 53-3970

制度利用の流れ



※以後、完済まで
⑨⑩を毎年行う

※必ず工事の着工前に融資機関へご相談ください

対象者及び対象経費

(対象者)

建築物の所有者又は使用者で、市税、下水道事業・農業集落排水事業に係る受益者負担金・分担金を滞納していない方、以下の工事を行う方

(対象工事)

1. 排水設備設置工事

- (1) 屋内排水設備工事 (便器・排水管・トラップ・ストレーナ・掃除口・阻集器・排水槽・間接排水・通気管等の設置工事)
- (2) 屋外排水設備工事 (排水管・汚水ます・インバート・掃除口等の設置工事)
- (3) 除害施設設置工事 (有害物質を除去する除害施設の設置工事)
- (4) 水洗便所改造工事 (便器・便槽の撤去工事、水道工事、電気工事、排水管工事、床・内装工事(床及び内装は、工事に伴う必要最小限の範囲とする))

2. 附帯工事

- (1) 浄化槽本体・ブロアー・電気配線の撤去工事
- (2) 浄化槽へ流入する排水管の切り替え工事
- (3) コンクリート等の復旧工事
- (4) 排水管の付け替え工事
- (5) 水道管・ガス管・電気配管等の移設工事
- (6) 障害物の撤去、移設工事

申請に必要なとなる書類

○排水設備設置資金融資あっせん申請書 (指定様式)

○添付書類

(申請人)

- 1 市税等の納税証明書
- 2 申請人が使用者の場合は、建築物の所有者の工事承諾書 (任意様式)
- 3 前年の所得を証明する書類 (所得課税証明書等)
- 4 印鑑登録証明書
- 5 排水設備工事図面 (平面図・縦断面図・配管立図)

(連帯保証人)

- 1 前年の所得を証明する書類 (所得課税証明書等)
- 2 印鑑登録証明書

令和 7 年度空き家バンク登録住宅改修等補助金のご案内

補助金制度の概要

この補助金は、市内の空き家の有効活用を図り、移住者の受け入れによる地域の活性化を目的に、空き家バンクに登録した空き家を利用しようとする際に実施する改修工事等に要する経費の一部を補助する制度です。

◆補助金を申請される皆様へのお願い

補助金を受ける場合は、制度及び申請の方法を十分に理解したうえで、正しく手続きを行っていただく必要があります。不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

◆補助対象者の要件

次のいずれかの者が対象者です。

1. 所有者 空き家バンクに登録している物件の所有権を有する者であって、入居者と賃貸借契約を締結し、空き家を入居者に賃貸するもの
2. 入居者 所有者と賃貸借契約を締結し、空き家を賃借する者（契約を締結した日の前日に市外に住所を有していたものに限る。）
3. 取得者 所有権の移転を目的とする契約を締結し、空き家を取得した者（契約を締結した日の前日に市外に住所を有していたものに限る。）

※移住者…空き家バンクの契約時点又は住所を変更した日の直前において市外住所を有するもの

※同一物件について申請できるのは、所有者又は入居者のどちらか一方となります。

◆補助対象住宅の条件等

市の空き家バンクに登録されていた空き家であること。

◆その他の要件

1. 他のリフォーム補助金との併用はできません。
2. 同一物件について一度のみの補助となります。
3. 交付対象経費は、原則として、賃貸借契約又は空き家の所有権の移転を目的とする契約を締結した日から申請者が当該空き家に入居するまでに行われるものとなります。
4. 補助金の交付を受けた者は、次の条件を順守する必要があります
 - ①所有者の場合：補助の対象となった空き家を3年以上、空き家バンクに登録すること
 - ②入居者の場合：補助の対象となった空き家に3年以上居住すること
 - ③取得者の場合：補助の対象となった空き家を3年以上所有し、居住すること

◆補助金の対象となる経費

1. 住宅の機能維持又は機能向上のために行う空き家の改築、増築、修繕、補修又は模様替え等に要する経費

※市内に本店を有する法人又は市内で事業を営む個人事業者が行う工事に限る

2. 空き家に残っている家具等の処分に要する経費

※前項の規定にかかわらず、交付対象経費の総額が10万円に満たないときは、補助金を交付しない。

◆補助金基本額

補助金の額は、改修工事等に要した経費の3分の2に相当する額(1,000円未満は切り捨て)とし、(1)申請者又は配偶者が40歳未満である場合上限200万円、(2)申請者又及び配偶者のいずれも40歳以上である場合上限100万円となります。

◆加算額

次のいずれかに該当する場合に対象となります。

(1)改修工事の請負契約を市内施工業者と締結した場合

(2)申請書を提出した日において申請者と同一世帯の者に18歳以下の者又は出生予定の者(母子健康手帳で確認できる場合に限る。)がいる場合

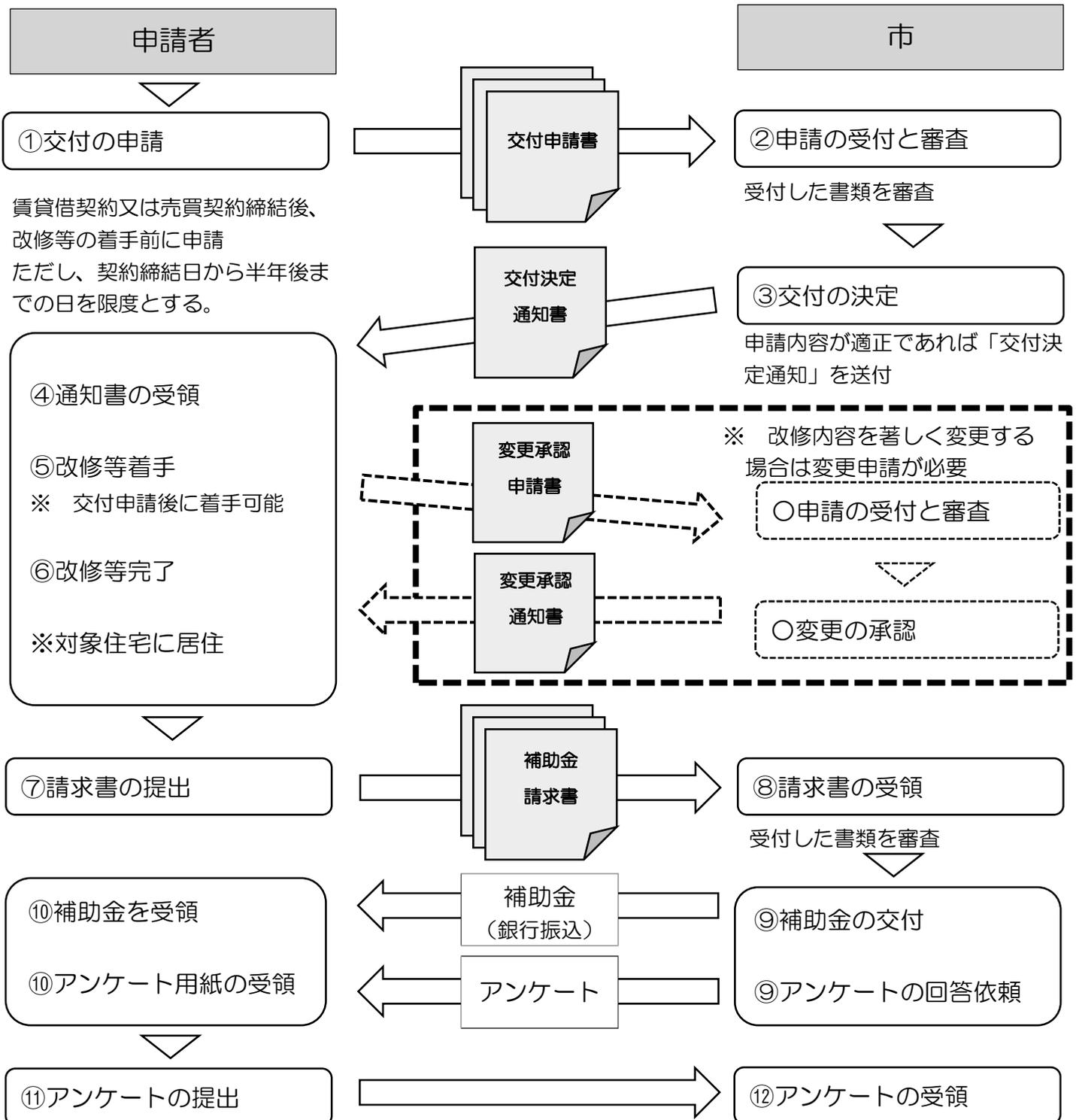
※二拠点居住者を除く。

交付要件が(1)の場合は20万円、(2)の場合は被扶養者又は出生予定の者1人につき10万円となります。

補助金申請の手順（交付までの流れ）

- ・ 空き家バンクに登録している物件（空き家となってから1年を経過している物件）
- ・ 利用希望者との契約が成立した後の申請であり、対象者は以下のとおり（賃貸借契約の場合はどちらか一方）

賃貸借契約	所有者 又は 入居者（入居者の場合は住宅所有者の合意が必要）
売買契約	取得者



提出書類等

	提出書類	提出時期
交付申請	(1) 空き家バンク登録住宅改修等補助金交付申請書兼誓約書（様式第1号） (2) 空き家に係る売買契約書又は賃貸借契約書等の写し (3) 住宅の登記事項証明書 (4) 改修等費用の明細書又は見積書の写し (5) 改修等の内容がわかる図面（施工箇所の見取図等） (6) 住民票謄本（続柄の記載されたもの） (7) 世帯全員の前年度の納税証明書 (8) 母子健康手帳の写し（出生予定者がいる場合） 【申請者が入居者（賃借人）の場合】 (9) 空き家バンク登録住宅改修等補助金に係る入居者利用同意書（様式第2号）	賃貸借契約又は売買契約締結後、改修等着手前 ※契約締結日から半年後の日を限度とする。
変更・廃止	(1) 空き家バンク登録住宅改修等補助金変更（廃止）承認申請書（様式第3号） (2) 改修等費用の明細書又は見積書の写し (3) 改修等の内容が分かる図面（施工箇所の見取図等）	変更（中止、廃止）の事由の生じた日から15日以内
請求	(1) 空き家バンク登録住宅改修等補助金請求書（様式第4号） (2) 領収書又は振込依頼書等の写し (3) 改修等の写真（着工前及び完成時） (4) 住民票謄本（申請者が入居者又は取得者の場合） ※ 申請時と同住所の場合は不要	交付決定日又は改修等完成日のうち遠い日から起算して30日以内 ※交付決定日と改修等完成日は同一年度に属する日とする。

申請受付・問い合わせ先

〒021-8501 岩手県一関市竹山町7番2号

一関市 まちづくり推進部 交流推進課 移住定住係

TEL：0191-21-8194 FAX：0191-23-4850

Email：koryu@city.ichinoseki.iwate.jp

一関市木材利用促進事業費補助金について

市では、一関市産の木材の利用促進を図り、林業振興に資するため、市産材を利用した住宅等の新築又は増改築を行った場合に、施工業者に対して、補助金を交付します。

これまで、この市補助金は、森林環境譲与税を財源としており、同じく同税を財源としていた県の「いわて木づかい住宅普及促進事業補助金」との併用が認められませんでした。令和7年度より市補助金の財源を変更したため、併用可能となります。

○補助金の概要

1. 補助事業の実施期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

2. 補助金を申請できる方（補助事業者）

市内に本店又は営業所を有する者で、木造住宅等の新築又は増改築を行う法人又は個人事業主で、次のいずれにも該当する方。

- (1) 市産材を利用して木造住宅等の新築又は増改築に係る工事を実施するもの。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同第2号に規定する暴力団と密接な関係を有する者でないこと。（建築主にも準用します）
- (3) 前年度から起算して過去3年間市税の滞納がないもの。

3. 補助金算定の対象と補助金の額

補助金算定の対象は、補助事業者が市産材を使用して木造住宅等を新築又は増改築する場合における市産材の使用量とします。

補助金の額は、市産材の使用量1立方メートル（小数点以下切り捨て）に対し25,000円を乗じた額で、上限額は50万円とします。

4. 交付対象住宅等

補助金の交付を受ける場合は、次のいずれにも該当することが条件となっておりますので、ご注意ください。

- (1) 当該木造住宅等における新築又は増改築に係る工事が、申請日時点において着手されておらず、かつ、同一の年度内に完了するものであること。
- (2) 過去に、木材利用促進事業費補助金による補助を受けた木造住宅等でないこと。

5. 予算額 500万円

6. 申請書類

補助金交付要綱や交付申請書等の様式は、本庁林政推進課及び各支所産業建設課窓口に備えているほか、市ホームページの [総合案内トップページ](#)へ>森林・林業>木材利用>一関市木材利用促進事業費補助金からもダウンロードできます。

7. 申請受付

受付場所：本庁林政推進課

受付開始：令和7年4月1日（火）から（土日、祝日の閉庁日を除く）

※ 補助金の額に限りがありますので、補助申請の受付を終了することがあります。ご了承願います。

◆この補助金における用語の解説

- (1) 木造住宅等：建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項第4号に掲げる建築物で、木造の個人住宅（共同住宅を除く。）、店舗及び事務所をいう。
- (2) 市産材：市内で伐採された木材（岩手県産材認証推進協議会が発行する岩手県産材産地証明書により県産材であると証明された木材に限る。）をいう。
- (3) 新築又は増改築：市内において、新たに木造住宅等を建てること又は増改築することをいう。
- (4) 施工業者：市内に本店又は営業所を有する者で、木造住宅等の新築又は増改築を行う法人又は個人事業主をいう。

よくある質問(FAQ)

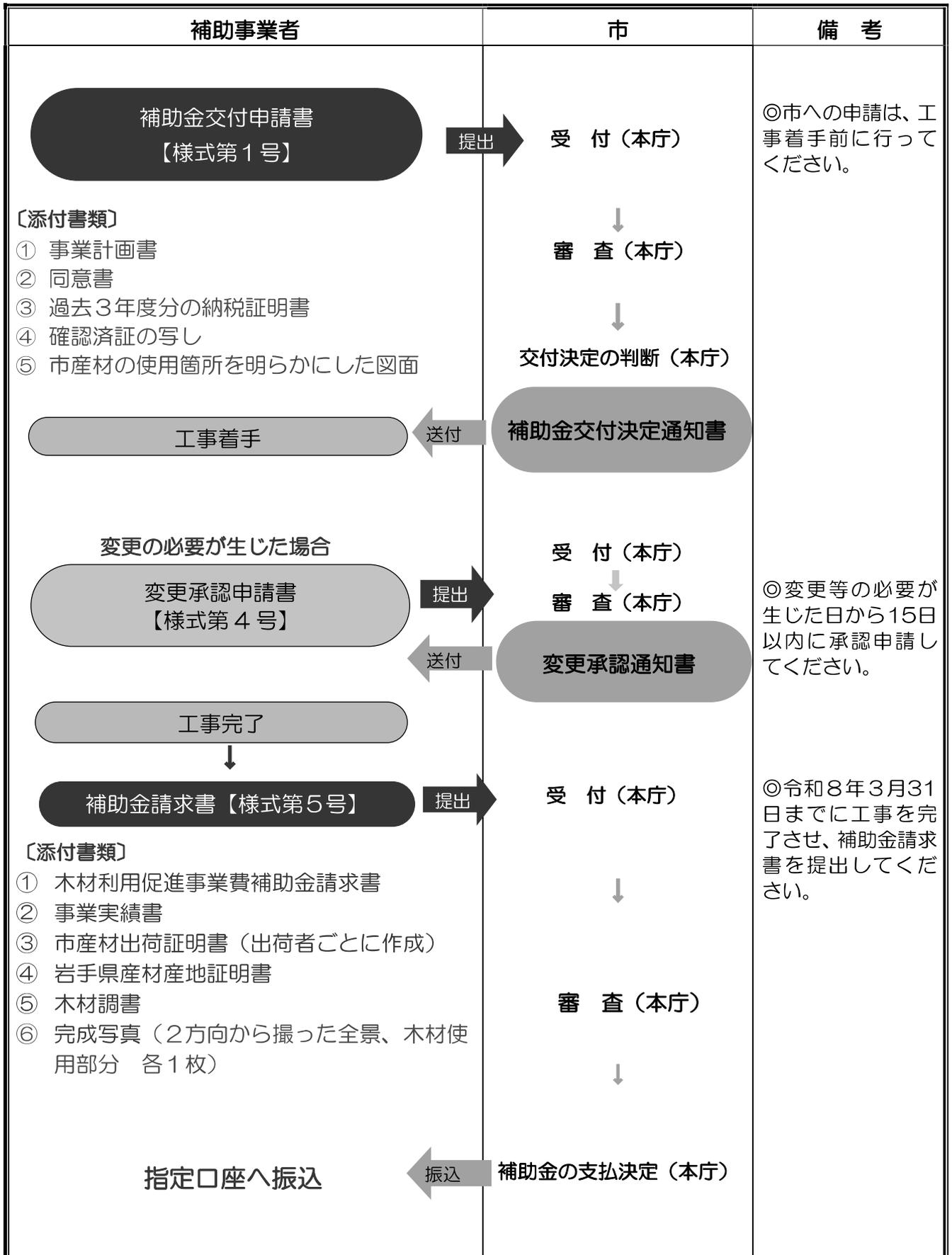
No.	質問	回答
1	なぜ補助金の交付先が施工業者なのか。	この補助金は、市産材を地元で使うことで、市の林業の活性化につなげることを目的としています。そこで、市産材で建物を建てるという選択肢を増やしてもらうため、補助金の交付先を施工業者様としています。
2	市産材の使用量について、何立方メートルから補助対象となりますか。	1立方メートルから補助対象となります。また、1立方メートル未満の端数は切捨てとなります。
3	市産材の使用箇所を明らかにした図面はどのように作成したらよいでしょうか。	平面図や立面図の使用箇所にマーカー等で色を付けてください。
4	自己所有の山の木を伐って、市産材として利用したいのですが、補助金の対象となりますか。	県産材認証協議会に加盟している伐採事業者に伐ってもらうことで、岩手県産材産地証明書のある木材となり、この補助金の算定の対象とすることができますので、伐採事業者へご相談ください。

5	別の工事でも申請を行いたいが、いつ申請すればいいですか。	同事業者が別の工事で申請をする場合は、現在の工事が完了し、補助金請求書を提出したあとになります。
6	予算が限られていますが、補助金の交付決定の順番はどのように決まりますか。	補助金の申請受付順となります。
7	市産材出荷証明書や木材調書に代えて、独自の様式を使用してもいいですか。	市の様式に定める項目が網羅されていれば、独自の様式を使用いただいて構いません。 独自の様式を用いる場合は、1枚目のみ要綱で定める様式で作成し、表中に「別紙のとおり」と記載して、独自様式を添付してください。
8	請求書提出の際に、添付書類として完成写真とあるが、どのような写真が必要ですか。	全景を2方向から撮った写真と木材使用部分の写真を提出してください。（木材調書における部位ごとに1枚）
9	変更承認申請書の提出が必要な時はどんな時ですか。	事業計画書の内容が変更になったときには、変更承認申請書に事業計画書（変更内容を記載したもの）を添付して提出してください。なお、完了年月日が年度を超えることは認められません。

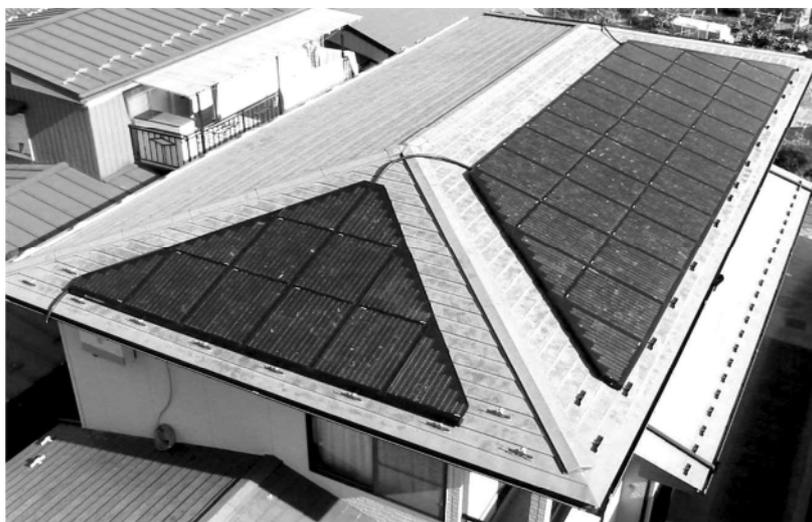
【問い合わせ先】

〒021-8501 一関市竹山町7-2 一関市役所 林政推進課 林業振興係
 電話：0191-21-8195 FAX：0191-21-4221
 Eメール：rinseisuishin@city.ichinoseki.iwate.jp

木材利用促進事業費補助金「申請・交付手続きの流れ」



固定価格買取制度（FIT）を利用する
住宅用 太陽光発電・蓄電設備等設置費補助
令和7年度“一関市住宅用新エネルギー設備導入促進費補助金”のご案内



新エネルギー※等設備導入の普及促進及び環境に関する意識の高揚を図るとともに、脱炭素社会を構築するため、市内に太陽光発電、太陽熱・地中熱利用、定置型の蓄電設備を設置する市民に費用の一部を補助します。 ※新エネルギーは「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」に基づく用語です。再生可能エネルギーのうち、太陽光、地熱、太陽熱等の10種類が「経済性の面での制約から普及が十分でないもので、非化石エネルギーの導入を図るために必要なもの」として指定されています。

- 1 申請期間 令和7年4月1日（火）～令和7年12月26日（金）
- 2 予算額 850万円 ※予算に達し次第終了となりますのでご了承ください
- 3 交付対象者

市内に自ら居住し、若しくは居住しようとする住宅に、新エネルギー設備を設置する方、又は同設備が設置された建売住宅を購入する方で次のいずれにも該当する方。

 - ・市税の滞納がない方
 - ・市内に本店、支店、営業所等を有する施工業者等又は建売住宅供給者と新エネルギー設備の設置工事の請負契約又は建売住宅の売買契約を締結した方
- 4 交付要件
 - ・未使用品であること
 - ・契約後から工事着手前の期間に申請すること（補助金交付決定後に工事着手してください）。
 - ・太陽光発電設備は、固定価格買取制度（FIT）を利用すること。

5 補助対象設備・補助額

設備の種類		補助額 (1,000円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額)	限度額
太陽光発電設備 (太陽電池を利用して電気を発生させるための設備及びこれに付属する設備)	出力が10kW未満であること。 ※増設の場合は、既設との合計出力が10kW未満であること。	最大出力1kWあたり2万円	10万円 (5kW)
蓄電設備 (太陽光発電設備で発生させた電気を蓄え、必要に応じて住宅内の電気機器等に電気を供給するシステム)	定置用 の蓄電設備で太陽光発電設備と併設するもの。 ※ポータブル蓄電池は対象外です。 ※増設の場合は、既設との合計蓄電容量が10kWh未満であること。	蓄電容量1kWhあたり2万円	10万円 (5kWh)
太陽熱利用設備 (太陽熱エネルギーを集熱器に集めて給湯に利用するシステム)	自然循環型太陽熱温水器 (集熱器と貯湯槽が一体型のシステム)	設置に要した経費の10分の1以内の額	3万円
	強制循環型太陽熱利用システム (集熱器と蓄熱槽が独立しており、動力を用いて不凍液等を強制的に循環させるシステム)		5万円
地中熱利用設備 (地中熱(地下水熱を含む。)を熱源として活用し、空調又は給湯等に利用するシステム)	ヒートポンプシステム (地中熱を熱源としてその熱をヒートポンプで汲み上げるシステム)		30万円
	その他 (地中熱を利用するための空調設備を有するシステム)		10万円

6 申請書類 申請書等の様式は、市ホームページからダウンロードできます。

<http://www.city.ichinoseki.iwate.jp/>

生活・環境→地球温暖化対策→再生可能エネルギー

7 請求書類提出時の注意事項

- ・請求書は工事完了後、請求書類がそろい次第速やかに提出してください。

年度会計の都合上、3月31日までに書類の提出がない場合は補助金交付ができません。

※工事等施工完了及び申請者の工事費等の支払は3月31日までに必ず行っていただく必要があります（翌年度にまたがる施工完了、工事費等の支払に対する補助金交付はできません）。

- ・太陽光発電設備の場合、固定価格買取制度（FIT）の利用を確認するため、東北電力ネットワーク株式会社から申請者へ届く「受給契約確認書」の写しの提出をお願いしています。

申請者のうち施工完了予定日が12～3月の方で、受給契約確認書が2月末までに届かない場合は、「再生可能エネルギー発電設備 低圧系統連系・電力売電 申込書」を代替りの書類としてください。

「受給契約確認書」が届き次第、写しの送付をお願いします。

8 そのほか留意事項

この事業で取得した設備を、法定耐用年数経過前に廃棄等を行う場合は、市長の承認が必要です。処分するに至った理由が分かる書類および写真などを添付し、「財産処分承認申請書」を提出してください、

法定耐用年数…太陽光発電設備 17年／蓄電設備6年／太陽熱、地中熱利用設備 15年

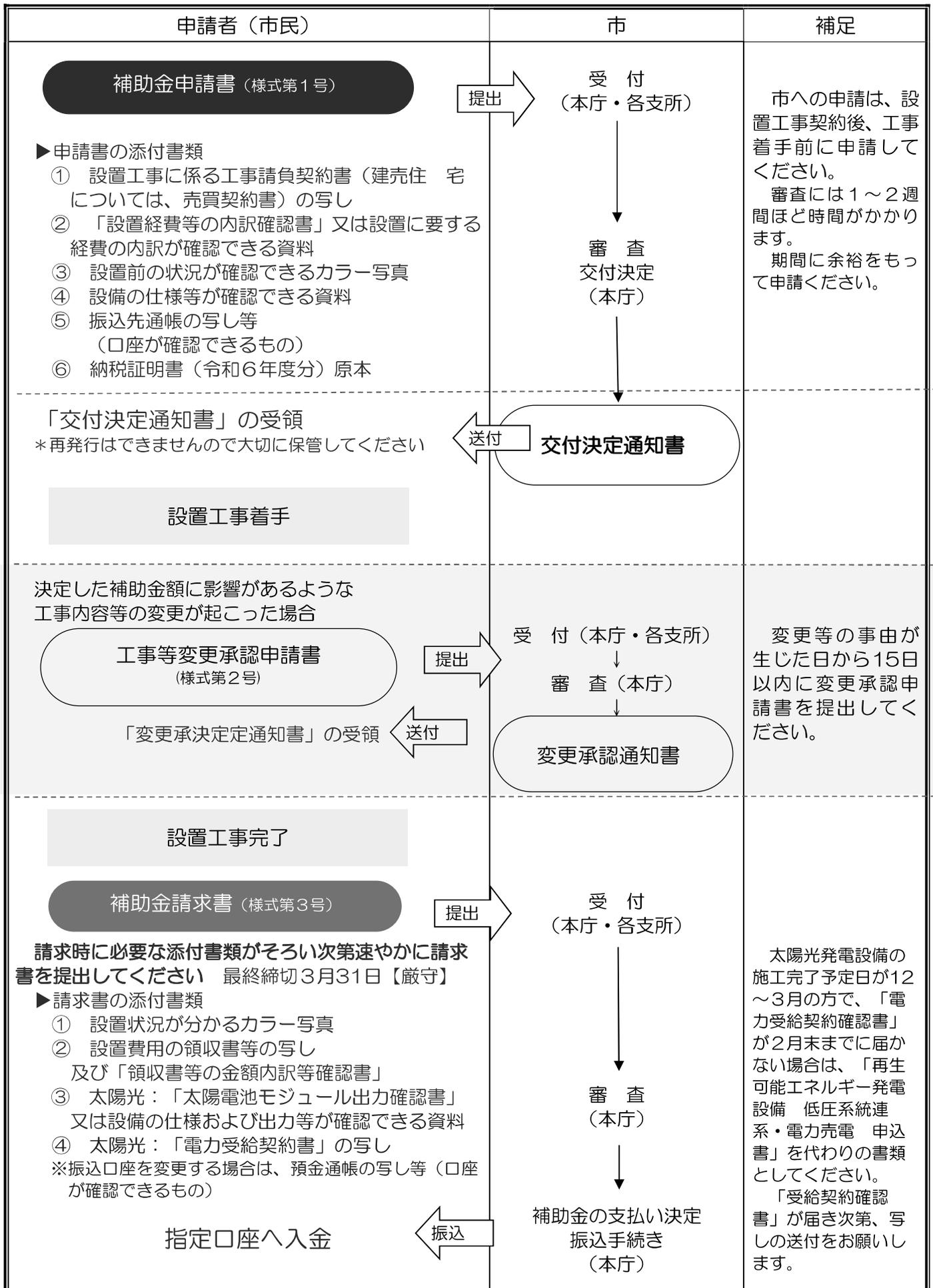
9 問合せ・申請先

一関市役所 本庁 生活環境課 環境企画係

〒021-8501 一関市竹山町7-2 電話 0191-21-8331

Eメール seikan@city.ichinoseki.iwate.jp

※各支所市民福祉課の窓口でも申請書類を受付します



卒FIT向け 太陽光発電の電力から充電することを条件とする 車載型蓄電池（EV・PHV）・充放電設備（V2H）設置補助

令和7年度“一関市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業費補助金”のご案内

補助金のご案内の前に、下記に当てはまる方は一般社団法人 次世代自動車振興センター（経済産業省）の補助金をご利用ください。

- ・車載型蓄電池の充電を太陽光発電の電力から行わない方
- ・車載型蓄電池を太陽光の電力から充電するが、充放電設備の同時導入を行わない方

▶ 一般社団法人 次世代自動車振興センター <https://www.cev-pc.or.jp/>

・CEV補助金（クリーンエネルギー自動車導入促進補助金）

※本事業の対象車種・補助金額はCEV補助金と同じです

・V2H充放電設備・外部給電気補助金

（クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ導入促進補助金）

本事業の補助金は、CEV補助金との併用はできません。

- 1 申請期間 令和7年4月1日（火）～令和7年11月28日（金）
【厳守】施工・支払完了 令和8年2月28日（土）／請求書締切 令和8年3月9日（月）

2 交付対象者

次の表のいずれかに該当する個人及び中小企業者等で、一関市暴力団等排除措置要綱（平成28年一関市告示第69号）第2第6号に規定する排除措置対象者でないもの。

<p>個人</p> <p>※市の住民基本台帳に記録されている者</p>	<p><車載型蓄電池（EV・PHV）></p> <p>①自らが使用するために車載型蓄電池を購入すること</p> <p>②市税を滞納していないこと</p> <p>-----</p> <p><充放電設備（V2H）></p> <p>上記②に加え下記2点を満たすこと。</p> <p>①自ら居住する市内の住宅又は当該住宅の敷地に再生可能エネルギー設備を設置すること。</p> <p>②市内または隣接する市町（陸前高田市、奥州市、平泉町、気仙沼市、登米市、栗原市）に本店、支店、営業所等（以下「本店等」という。）を有する施工業者と再生可能エネルギー設備の設置に係る契約を締結すること。</p>
-------------------------------------	---

中小企業者等 <small>※中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者又は特定非営利活動法人、農事組合法人、社会福祉法人、一般社団法人・財団法人、医療法人、組合（生活協同組合、その他中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく組合等）、人格のない社団等で、中小企業基本法第2条第1項各号の要件を満たす者です。</small>	<車載型蓄電池（EV・PHV）> ①市内にある事業所等の事業の用に供するために購入すること ②宗教活動又は政治活動を目的とする団体でないこと ③風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する風俗営業を営む者でないこと ④市税を滞納していないこと
	<充放電設備（V2H）> 上記②～④に加え下記2点を満たすこと。 ①市内にある事業所等又は当該事業所等の敷地に再生可能エネルギー設備を設置すること。 ②市内または隣接する市町（陸前高田市、奥州市、平泉町、気仙沼市、登米市、栗原市）に本店、支店、営業所等を有する施工業者と充放電設備の設置に係る契約を締結すること。

- 4 交付要件
- ・未使用品（新品）であること
 - ・契約後から納車前、工事着手前の期間に申請すること。
（補助金交付決定後に工事着手してください）
 - ・車載型蓄電池の納車が充放電設備の施工完了より後の日付になること
先に納車された場合は利用を控えるか、利用する場合は充放電設備の施工完了までの期間分の再エネ電カメニュー等でまかなう必要があります。

5 補助対象設備

再生可能エネルギー設備の種類		要件
車載型蓄電池	EV（電気自動車） 及びPHV（プラグインハイブリッド自動車）	国実施要領別紙2 2-オ-（ネ）の交付要件の欄の要件を満たすこと。
充放電設備	車載型蓄電池からの電力の取り出し、及び車載型蓄電池に充電することができる設備。	国実施要領別紙2 2-オ-（ノ）の交付要件の欄の要件を満たすこと。

6 補助額

次の表に掲げる額で、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額。

再生可能エネルギー設備の種類	補助額	上限額
車載型蓄電池	蓄電容量（キロワットアワー）※の2分の1に4万円を乗じた額又は補助対象事業に要した実支出額のいずれか少ない額 ※単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の値。 「初期実行容量」ではありませんのでご注意ください。 （小数点第2位以下切り捨て）	国実施要領2-(2)-オ-（ネ）の交付率等の欄に規定するクリーンエネルギー自動車導入事業費補助金の銘柄ごとの補助金交付額
充放電設備	補助対象事業に要した実支出額に2分の1を乗じた額	定めない

【注意】充放電設備は車載型蓄電池と同時導入が条件です（単独補助ができません）

7 申請書類 申請書等の様式は、市ホームページからダウンロードできます。

<http://www.city.ichinoseki.iwate.jp>

生活・環境→地球温暖化対策→再生可能エネルギー

8 設備を法定耐用年数経過前に廃棄等を行う場合

この事業で取得した設備を、法定耐用年数経過前に廃棄等を行う場合は、市長の承認が必要です。処分するに至った理由が分かる書類および写真などを添付し、様式第5号「財産処分承認申請書」を提出してください。

法定耐用年数…車載型蓄電池（EV・PHV） 軽乗用・軽貨物4年 普通乗用6年

充放電設備6年

10 “一関市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業費補助金”について

本事業は、環境省の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）」の選定を受け、令和5年度から令和9年度まで実施します。

11 問合せ・申請先

一関市役所 本庁 生活環境課 環境企画係

〒021-8501 一関市竹山町7-2 電話 0191-21-8331

Eメール seikan@city.ichinoseki.iwate.jp

※各支所市民福祉課の窓口でも申請書類を受付します

申請・交付手続きの流れ



固定価格買取制度（FIT）・FIP制度を利用しない 自家消費型 太陽光発電・蓄電設備設置補助

自家消費型とは太陽光発電量のうち個人は30%、中小企業等は50%以上使用することを指します
令和7年度“一関市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業費補助金”のご案内

- 申請期間 令和7年4月1日（火）～令和7年11月28日（金）
【厳守】施工・支払完了 令和8年2月28日（土）／請求書締切 令和8年3月9日（月）
- 予算額 27,021千円 ※予算に達し次第終了となりますのでご了承ください
- 交付対象者
次の表のいずれかに該当する個人及び中小企業者等で、一関市暴力団等排除措置要綱（平成28年一関市告示第69号）第2第6号に規定する排除措置対象者でないもの。

<p>個人</p> <p>※市の住民基本台帳に記録されている者</p>	<p>①自ら居住する市内の住宅又は当該住宅の敷地に再生可能エネルギー設備を設置すること。</p> <p>②市内または隣接する市町（陸前高田市、奥州市、平泉町、気仙沼市、登米市、栗原市）に本店、支店、営業所等（以下「本店等」という。）を有する施工業者と再生可能エネルギー設備の設置に係る契約を締結すること。</p> <p>③市税を滞納していないこと</p>
<p>中小企業者等</p> <p>※中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者又は特定非営利活動法人、農事組合法人、社会福祉法人、一般社団法人・財団法人、医療法人、組合（生活協同組合、その他中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく組合等）、人格のない社団等で、中小企業基本法第2条第1項各号の要件を満たす者です。</p>	<p>①市内にある事業所等又は当該事業所等の敷地に再生可能エネルギー設備を設置すること。</p> <p>②宗教活動又は政治活動を目的とする団体でないこと。</p> <p>③風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業を営む者でないこと。</p> <p>④市内または隣接する市町（陸前高田市、奥州市、平泉町、気仙沼市、登米市、栗原市）に、支店、営業所等（以下「本店等」という。）を有する施工業者と再生可能エネルギー設備の設置に係る契約を締結すること。</p> <p>⑤市税を滞納していないこと</p> <p>-----</p> <p><PPA事業者及びリース事業者の場合></p> <p>上記②③⑤に加え、下記2点を満たすこと。</p> <p>⑥市内または隣接市町に本店等を有するPPA事業者又はリース事業者であること。または、市内および隣接市町以外に本店などを有するPPA事業者又はリース事業者の場合は、市内に本店等を有する事業者を共同事業者とすること。</p> <p>⑦個人が居住する市内の住宅若しくは当該住宅の敷地又は中小企業者等が市内に有する事業所等若しくは当該事業所等の敷地に再生可能エネルギー設備を設置する者であって、当該個人又は当該中小企業者等とオンサイトPPA又はリース契約を締結した者であること。</p>

※1 需要家に対してオンサイトPPAにより電力を供給するサービスを提供する事業者。オンサイトPPAとは、PPA事業者が住宅や事業所等に自家消費型太陽光発電設備等を自ら設置・所有・維持管理し、太陽光発電の電力を需要家に供給し、需要家から電気料金として支払いを受ける契約のこと。

※2 再生可能エネルギー設備の貸渡しを業とする事業者。ここでいうリース契約は、リース事業者が代わりに設備を購入して需要家に使用させ、需要家から対価を回収する契約であり、契約期間中の解約が原則禁止されているもの。

- 4 交付要件
- ・未使用品（新品）であること
 - ・契約後から工事着手前の期間に申請すること
（補助金交付決定後に工事着手してください）。
 - ・目的を同じくする他の補助金との併用はしないこと

5 補助対象設備

再生可能エネルギー設備の種類		要件
自家消費型 太陽光発電設備	再生可能エネルギー発電設備（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）第 2 条第 3 項第 1 号の太陽光を利用する同法第 2 条第 2 項に規定する再生可能エネルギー発電設備をいう。）であって、当該再生可能エネルギー発電設備から得た電力を住宅又は事業所等に供給し、当該住宅又は事業所等において当該電力を消費することを目的に設置するもの。	①地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（以下、「国実施要領」と言う。）別紙 2 2-ア-(ア) 交付要件の欄の要件を満たすこと。 ②自家消費型太陽光発電設備の発電電力量を計測する機器が設置されること（モニター等）。
蓄電設備	自家消費型太陽光発電設備で発生させた電気を蓄え、必要に応じて住宅又は事業所等の電気機器等に電気を供給する定置型の設備。	国実施要領別紙 2 2-ア-(イ) 交付要件の欄の要件を満たすこと。

6 補助額

次の表に掲げる額で、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額。

再生可能エネルギー設備の種類	補助額	上限額
自家消費型 太陽光発電設備	<p><個人> 出力_{※1} 1 キロワット当たり 7 万円を乗じた額又は補助対象事業に要した実支出額_{※2}のいずれか少ない額</p> <p>※1 太陽光発電モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナーの出力と比較して出力の小さい方の出力 (kW) のこと (小数点以下切り捨て)。 ※2 補助対象事業に要した実支出額・・・交付対象経費から、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の額に相当する額を除いた額</p>	56万円
	<p><中小企業者等> 出力 1 キロワット当たり 5 万円を乗じた額又は補助対象事業に要した実支出額のいずれか少ない額</p>	500万円

蓄電設備 【注意】 自家消費型太陽 光発電設備とセ ットが条件です (単独補助がで きません)	<個人> 補助対象事業に要した実支出額に3分の1を乗じた額 【注意】1キロワットアワー当たりの補助対象事業に要した実支出額 が15万5千円を超えるものは補助対象外	41万3,000円
	<中小企業者等> 補助対象事業に要した実支出額に3分の1を乗じた額 【注意】1キロワットアワー当たりの補助対象事業に要した実支出額 が19万円を超えるものは補助対象外	126万6,000 円

7 申請書類 申請書等の様式は、市ホームページからダウンロードできます。

<http://www.city.ichinoseki.iwate.jp>

生活・環境→地球温暖化対策→再生可能エネルギー

8 「自家消費率報告書」の提出について

この補助金の交付決定を受けて太陽光発電設備を導入した方（事業者含む）は、翌年度から5年度分の自家消費率の報告をお願いします。

$\text{自家消費率} = \text{自家消費量} * \div \text{発電量}$ *自家消費量は、この補助金で導入した太陽光発電設備で発電した電力のうち設備設置場所で消費した電力です。発電量から売電量を除いた電力でもあります。

9 設備を法定耐用年数経過前に廃棄等を行う場合

この事業で取得した設備を、法定耐用年数経過前に廃棄等を行う場合は、市長の承認が必要です。処分するに至った理由が分かる書類および写真などを添付し、様式第5号「財産処分承認申請書」を提出してください。 法定耐用年数…太陽光発電設備17年／蓄電設備6年

10 “一関市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業費補助金”について

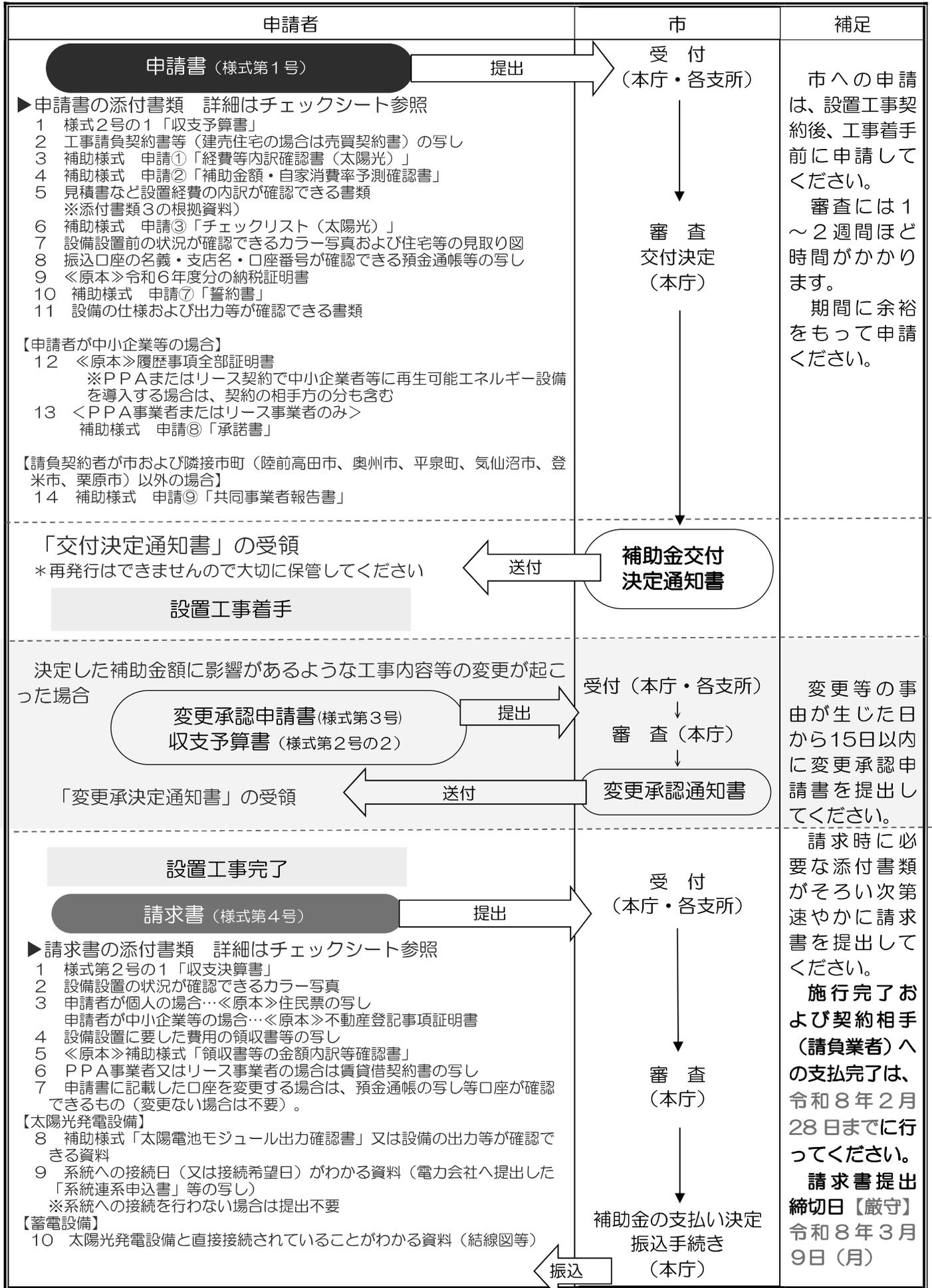
本事業は、環境省の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）」の選定を受け、令和5年度から令和9年度まで実施します。

11 問合せ・申請先

一関市役所 本庁 生活環境課 環境企画係
〒021-8501 一関市竹山町7-2 電話 0191-21-8331
Eメール seikan@city.ichinoseki.iwate.jp

※各支所市民福祉課の窓口でも申請書類を受付します

申請・交付手続きの流れ



埋蔵文化財関係の手続きのご案内

開発関係の事業（土地を削ったり掘ったりする掘削行為）を行う場合、以下の手続きが義務付けられています（手続きフローについては別紙 1 参照）。

①建築・土木工事などの事業を計画する場合

宅地造成、建築、道路、水道工事など、地下に影響を与える工事を行う際には、計画地が埋蔵文化財包蔵地に該当するか照会が必要です（埋蔵文化財包蔵地照会・回答票の様式は別紙 2 参照）。

開発面積が 1 万 m²以上の場合は、埋蔵文化財包蔵地でなくても分布調査の対象です。

②埋蔵文化財包蔵地内で建築・土木事業を実施する場合

埋蔵文化財包蔵地内で土木工事等を実施する場合、工事着手の 60 日前までに届出が必要です（文化財保護法第 93 条）。その届出に基づき工事立会、発掘調査等の指示を通知します。

③遺跡発掘調査の実施について

計画地に遺跡が確認され、当該工事によって遺跡が破壊される恐れがある場合、事前に発掘調査が必要です。

④工事中に遺跡や遺物が発見された場合

工事中に土器や石器などが出土した場合、現状を変更することなく速やかに届け出てください。市教育委員会と協議が必要です（文化財保護法第 96 条）。なお、出土品は遺失物法が適用されますので警察署への連絡も必要です。

【問い合わせ先】

一関市教育委員会文化財課

学芸主任主査 菅原孝明

〒029-3105 一関市花泉町涌津字一ノ町 29

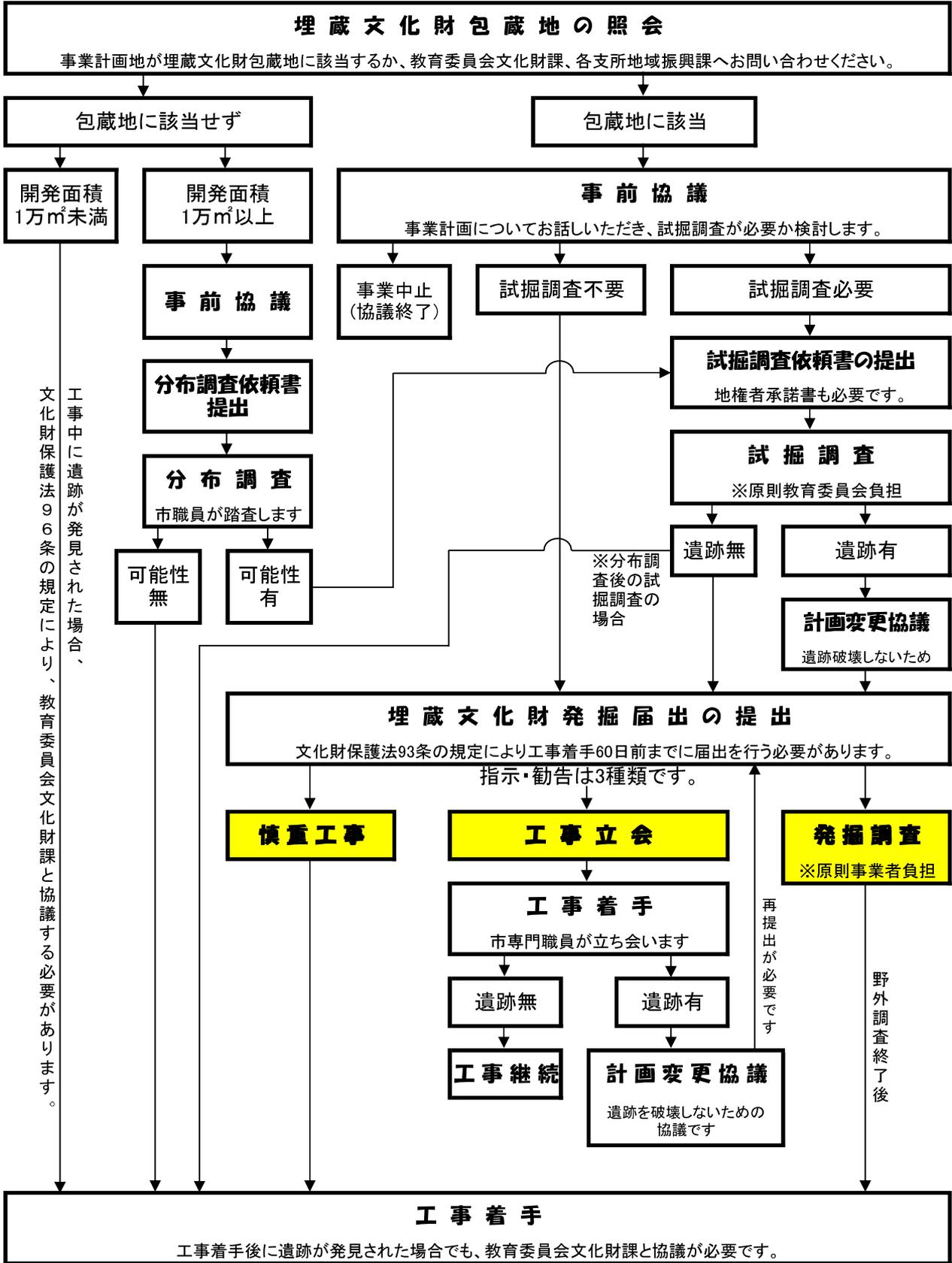
TEL 0191-82-2242

FAX 0191-36-1668

E-mail bunka@city.ichinoseki.iwate.jp

周知の埋蔵文化財包蔵地(遺跡)で土木建築工事を行う場合一手続きフロー

事業計画地に遺跡が確認され、その遺跡が工事によって破壊される場合、発掘調査を実施する必要があります。



届出を行わず建築工事等により遺跡を破壊した場合、事業主(施主)は文化財保護法により罰せられる場合があります。
※事業内容により国庫補助金が活用できる場合があります。事前に市教育委員会と協議してください。

埋蔵文化財包蔵地照会・回答票

別紙 2

ボールペン等で、太枠の中をご記入ください。

照会者	会社名	担当者名	
	(電話)	/(ファックス)	
照会箇所の所在	一関市 (字・地番まで記入)		
照会目的	<input type="checkbox"/> 建築工事 <input type="checkbox"/> 土木工事 <input type="checkbox"/> その他工事()		
	<input type="checkbox"/> 鑑定 <input type="checkbox"/> 売買 <input type="checkbox"/> その他調査()		
開発面積(掘削範囲)	m ²	←面積が1万m ² 以上の場合は分布調査が必要です。	
	未定	開発概要(開発内容、基礎工法、改良の有無、掘削深度等)	
着手予定日	令和 年 月 日		
	未定		

※添付書類:照会場所案内図

上記土地は、周知の埋蔵文化財包蔵地に、

下記のとおり、該当しています。

掘削を伴う工事には工事着手の60日前までに届出が必要です。

該当していません。

ただし、工事中に遺跡が発見された場合、遺跡発見届の提出と(文化財保護法第96条)、市教育委員会との協議が必要です。

該当はしていませんが、試掘等の協議が必要です。

該当はしていませんが、史跡名勝天然記念物に該当するため協議が必要です。

【埋蔵文化財包蔵地の概要】

遺跡の種類	散布地 集落跡 貝塚 都城跡 官衙跡 城館跡 社寺跡 古墳 横穴墓
	その他の墓 生産遺跡 その他の遺跡()
フリガナ	遺跡コード
遺跡の名称	員数
遺跡の時代	旧石器 縄文 弥生 古墳 奈良 平安 中世 近世 近現代 その他()

一関市教育委員会 文化財課 文化財係

電話 0191-82-2242/FAX0191-36-1668

受付

課長	係長	係員	担当

遠距離給水工事費補助金交付制度のご案内

◆遠距離給水工事費補助金交付制度について

この制度は、給水区域内において水道の利用を希望しながらも、配水管（本管）からの距離が遠く工事費が高額になるという理由で水道に接続していない方に対して、この制度により補助金を交付し水道の利用を促進することを目的としております。

◆遠距離給水工事とは

配水管（本管）から給水管を分岐した地点から、給水工事申込者の宅地内に設けられる遠距離給水用止水栓までの給水管の延長が60mを超える工事をいいます。新設工事で給水管の延長が60mを超える場合は、一関市上下水道お客様センターにご相談ください。

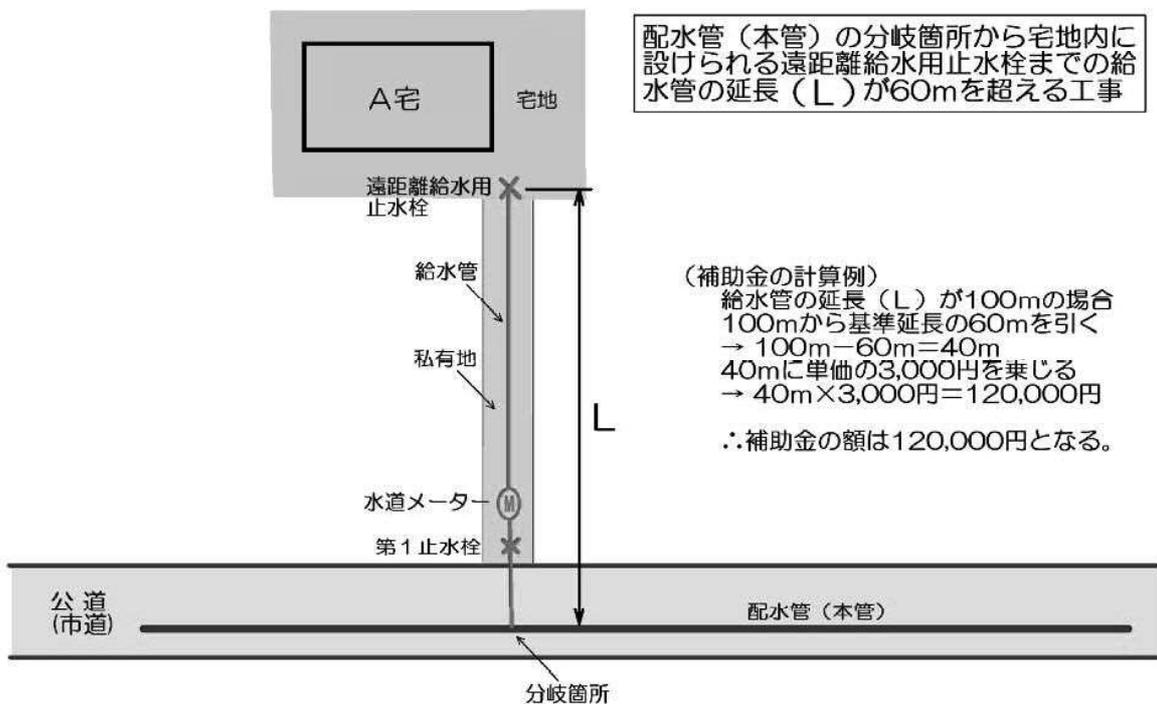
◆補助対象者の要件について

- ・給水装置の新設工事であること。
- ・申請者が自ら使用する給水装置、又は自ら経営する意思を持って所有する不動産に設置する給水装置であること。
- ・申請者が宅地建物取引業法に規定する宅地建物取引業者でないこと。
- ・開発行為若しくはこれらに準ずる行為に伴うものでないこと。
- ・工事完了後遅滞なく水道の使用を開始すること。

◆補助金の額について

補助金の額は、遠距離給水工事における給水管の延長から60m減じた距離に**1m当たり3,000円**を乗じて得た額とし、**60万円を限度**とします。（当該距離に1m未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた距離）

遠距離給水工事 参考図



※この制度に関する相談、お問い合わせは、一関市上下水道お客様センターまでお願いします。

お問い合わせ

【一関・花泉地域】	一関市上下水道お客様センター	TEL 0191-21-8562
【大東・千厩・東山 室根・川崎・藤沢地域】	一関市上下水道お客様センター千厩	TEL 0191-53-2130

生活用水確保施設整備事業費補助金

水質検査の結果、
飲用に適していない。



雨がふると
水がにごる。



水の出がわるい。



給水区域外または、給水区域内の一部地域にお住まいで、井戸水、沢水、湧水などを生活用水として使用していて、生活用水の確保にお困りの場合は、補助制度を活用することができます。

ボーリングによる深井戸整備

現在の井戸に浄水施設等を設置

【補助金額】

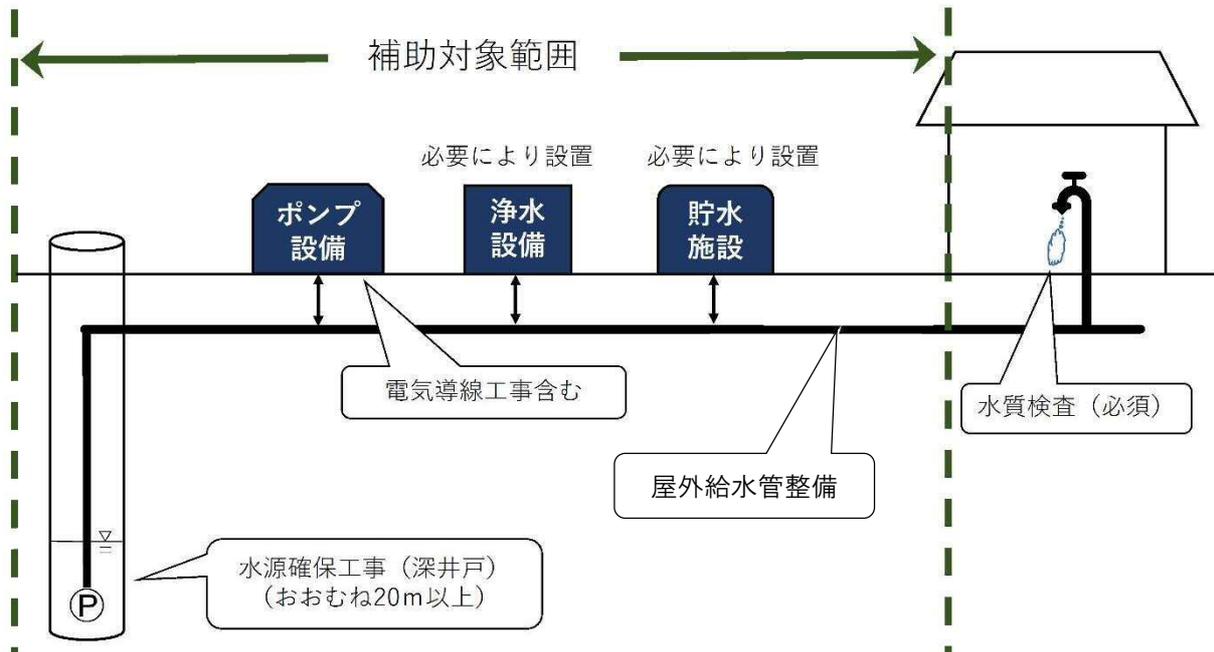
対象経費の6割（上限額168万円）

【お問い合わせ先】

一関市 上下水道部 東部上下水道課（千厩支所内） TEL 53-2119

◎補助対象経費

- 補助対象経費＝水源確保工事（深井戸に限る）＋揚水ポンプ設置（電気導線工事を含む）＋浄水設備設置＋貯水施設設置＋屋外給水管整備（屋内給水管を除く）＋水質検査費用



◎補助率

深井戸整備による水源確保工事などを行う場合、対象経費の6割を補助します。
（上限額 168 万円）

補助金の計算例

例 1：深井戸を整備する場合

対象経費：250 万円

- ・補助額：250 万円×60%＝150 万円
- ・自己資金：100 万円

例 2：浄水設備を設置する場合

対象経費：80 万円

- ・補助額：80 万円×60%＝48 万円
- ・自己資金：32 万円

※ 既存設備の故障・経年劣化等による更新は、対象外となります。

◎補助金申請

- 補助金申請には、工事計画図書として、建物の配置図やボーリング工事の断面図等が必要になります。最寄りの水道工事業者・ボーリング施工業者へご相談ください。
- ※ 市内に居住もしくは、居住予定の方。（住民票の提出を求めています。）
- ※ 税金を滞納していない方。

一関市薪ストーブ設置費補助金について

市では、一関市バイオマス産業都市構想に基づく、「市民による地域に根差した木質バイオマスの利用」の促進を図るとともに、市内の森林資源をエネルギーとして活用する資源・エネルギー循環型まちづくりの推進を図るため、薪ストーブの設置に係る費用の一部を補助いたします。

○補助制度の概要

1. 申請期間 令和7年4月1日から令和8年2月27日まで



2. 補助対象設備・補助額

種 類	補助対象経費	補助額	限度額
薪ストーブ（木材及び木材の廃材を燃料とする暖房器具であって、 <u>二次燃焼構造を有するもの</u> 。ペレットストーブは対象外。）	薪ストーブ本体とこれに伴う排煙設備の購入及び設置費用（消費税等を含む。）	薪ストーブ購入設置にかかる費用の10分の1に相当する額以内の額。（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）	10万円

3. 予 算 額 300万円

※ 補助金の予算を超えると認められるときは、補助申請の受付を停止しますので、ご了承願います。

4. 交付対象者 一関市に住所を有する方、これから一関市に転入する方、市内に事業所を有する法人で次の各号に掲げる全ての要件を満たす方。

- (1) 暖房として使用する目的で薪ストーブを自らの住宅又は事業所に設置しようとする方
- (2) 個人又は法人が市税の滞納がない方
- (3) 過去に薪ストーブ設置費補助金の交付を受けたことがない、又は同補助金の交付を受けているものが同一世帯にいない方

5. 対象事業 (1) 未使用品であるもの
 (2) 薪ストーブ本体とこれに伴う煙突の購入及びその設置に係る費用
 ただし、設置に係る建物の増改築費用は含まない。
6. 申請書類 補助金交付要綱や交付申請書等の様式は、下記窓口に備えているほか
 市ホームページ>総合案内トップページへ>産業振興>森林・林業>
 >森林資源の活用>薪ストーブ設置費補助金からもダウンロードでき
 ます。
7. 申請窓口 本庁林政推進課及び各支所産業建設課

◆留意事項

- ① 事前の申請が必要ですので、見積書等の必要な書類を添付して、着手前に申請してく
 ださい。補助金交付決定後に購入又は工事着手してください。
- ② 薪ストーブの設置及び費用の支払いを申請年度内に完了することが必要です。
- ③ 予算総額を超える申請となりましたら、補助申請の受付を停止します。
- ④ 市外から転入予定の方でも申請は可能ですが、転入の確認をするため、住民票の提出
 を求めることがあります。詳細については、下記までお問い合わせください。

○「森林資源を活用する一関市民の会」のご紹介!!!

会員募集中!

■「森林資源を活用する一関市民の会」とは

一関市バイオマス産業都市構想の「市民による地域に
 根ざした木質バイオマスの利用」を推進するため、市民
 の有志で間伐材・未利用材を集材し、チップ工場への搬
 入や薪づくりとその販売により木質資源の地域循環に取
 組む市民団体です。

主に11月から3月までの農閑期に活動しています。

詳しくは、森林資源を活用する一関市民の会までお問
 い合わせください。(電話：070-4345-2244)



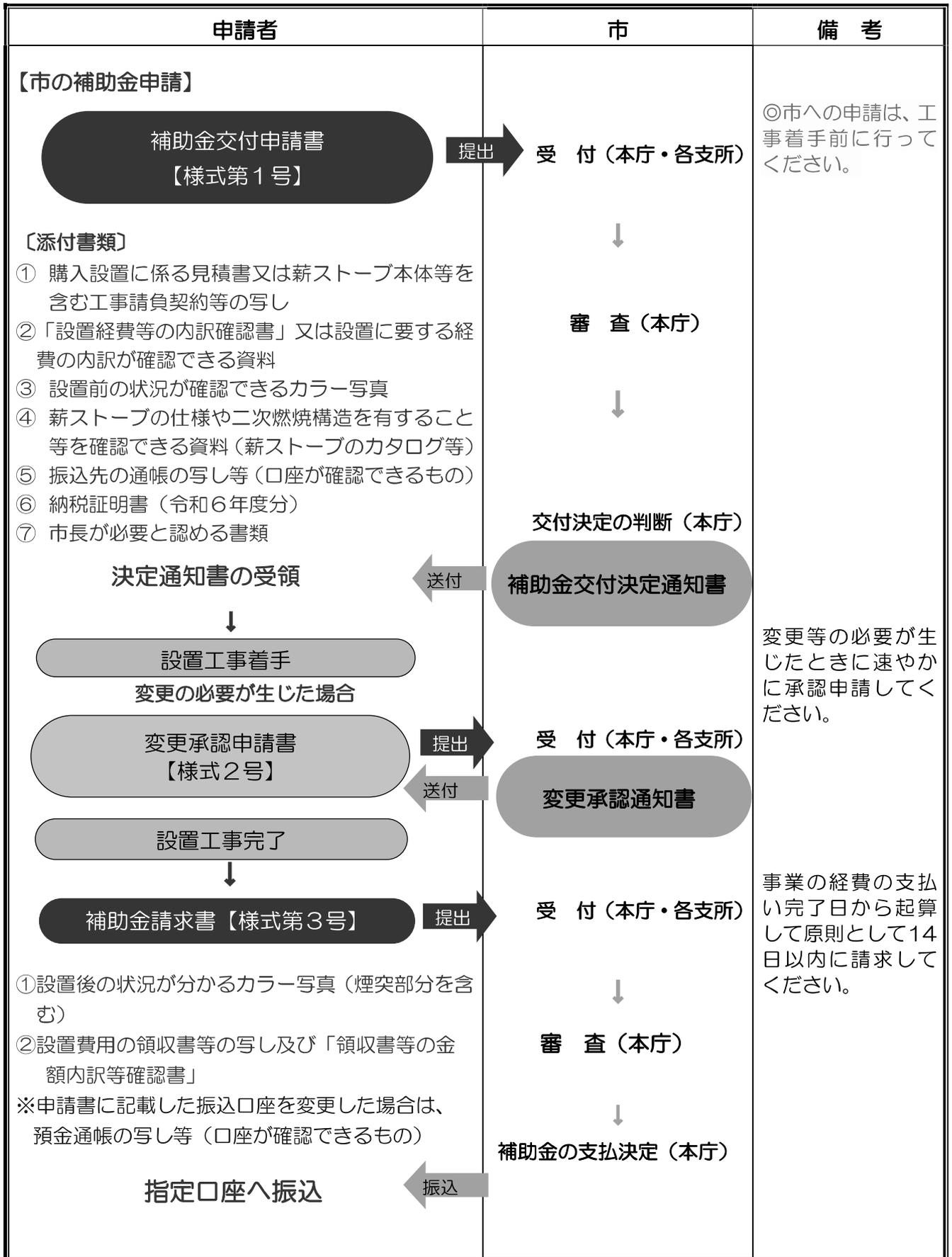
間伐材の集材活動

切捨間伐材を集材するので山の片づけに
 もつながっています。

【問い合わせ先】

〒021-8501一関市竹山町7-2 一関市役所 林政推進課 林業振興係
 電話：0191-21-2111 (内線) 8435 FAX：0191-21-4221
 Eメール：rinseisuishin@city.ichinoseki.iwate.jp

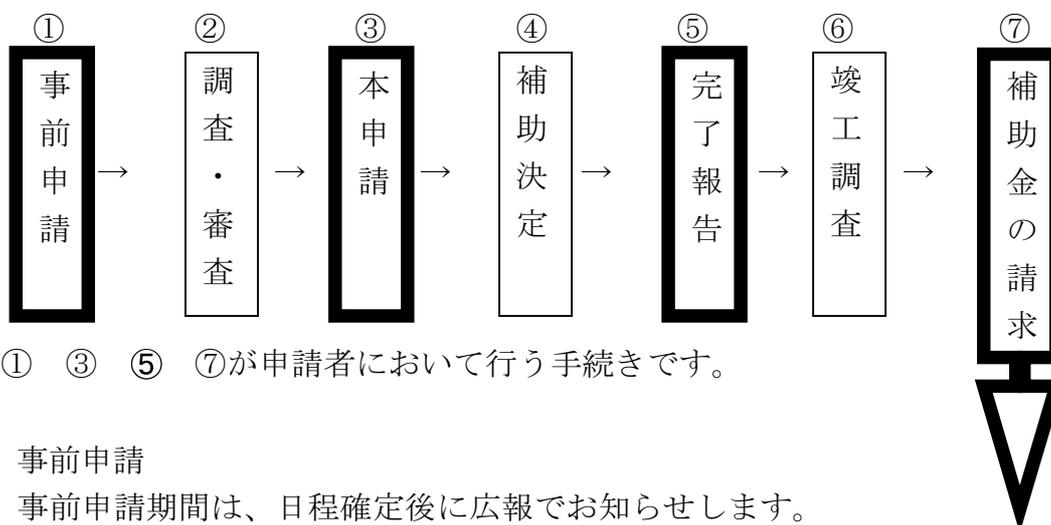
薪ストーブ設置費補助金「申請・交付手続きの流れ」



<高齢者及び障害者にやさしい住まいづくり推進事業費補助金>

身体に障害のある方や要介護高齢者等が、在宅生活に必要な住宅の改修工事をする場合に、その費用の一部を補助します。※予算額に達ししだい締切。

○ 助成事業に係る相談から決定までの流れは、次のとおりです。



※① ③ ⑤ ⑦が申請者において行う手続きです。

① 事前申請

事前申請期間は、日程確定後に広報でお知らせします。

※例年7月上旬を設定しています。

② 調査・審査

事前申請の内容について確認のため実地調査をします。

申請内容と実地調査を基に審査会で審査します。

③ 本申請

審査結果を申請者に通知し、対象となった方には本申請をしていただきます。

④ 補助決定

市から補助決定通知を送付いたします。【工事開始はこの時点から】

※工事開始は、補助決定通知が届いた以降になります。

⑤ 完了報告

工事完了後、速やかに完了届出と必要書類を提出します。

⑥ 竣工調査

完了後の状況（工事結果）を確認します。

⑦ 補助金の請求

申請者が市に補助金の請求書を提出します。

⑧ 口座振込

申請者の口座へ補助金を振込みします。

○ 対象となる方（①・②のいずれかに該当する方）

① 介護保険法に基づく認定の結果、要支援又は要介護と認定された方

② 身体障害者手帳の交付を受け、下肢・体幹機能等、障害の程度が3級以上の方

○ 対象となる工事

トイレの洋式化、浴室改修、段差解消、スロープの設置、床材の変更
手すりの取付けなどの改良工事

(電気工事・給排水工事・水道工事・天井部分の工事などは対象外)

※原則として、介護保険の住宅改修と基準は同じです。

○ 補助額

・補助対象工事費から(対象該当者1人につき)20万円を控除した額の
3分の2。但し、千円未満は切り捨てとし、40万円を上限とします。

※補助対象工事費の上限は80万円

例1) 補助対象工事費700,000円の場合

$(700,000 \text{円} - 200,000 \text{円}) \times 2/3 = 333,333 \text{円}$

但し、千円未満切り捨てなので 補助金額333,000円

例2) 補助対象工事費1,400,000円の場合

補助対象工事費上限800,000円なので

$(800,000 \text{円} - 200,000 \text{円}) \times 2/3 = 400,000 \text{円}$

補助金額400,000円(上限)

○ 対象とならない場合(①~⑦のいずれかに該当する場合は対象外です)

① 新築又は増築の場合

※補助対象工事に付随した増築部分は対象

例) 介助を受けて入浴するために浴室を拡張することに伴う増築工事など

② 補助決定前に改良工事に着手した場合

③ 賃貸住宅の場合

※対象者が今後5年以上の居住継続を希望し、賃貸人がこれに同意している
場合で、対象者と賃貸人との間で改修工事の実施について合意がされ
ている場合は対象とします。(承認書の提出をお願いします。)

④ 平成14年度以降に新築された住宅である場合

※新築時点では予測不可能だった原因(交通事故や突発的な疾病等)によ
り、重度身体障害者等となり、日常生活動作・介護動作に合わせて住宅
改修の必要がある場合には対象とします

⑤ 以前にこの補助金を受けた住宅である場合。

※但し、介護保険の住宅改修と同様に、介護度が3段階以上重度化し、追
加的に改善工事を行なう必要がある場合には対象とします。(要理由書の
添付) (例) 要支援1→要介護3、要介護2→要介護5

⑥ 期限内に工事は終了したものの、完了報告等その後の手続きがなされない場合。

⑦ 所得限度額を超えた場合（下記表参照）

参照 《所得限度額表》

区 分	所 得 限 度 額	備 考
本 人	395万4千円を超えた場合	所得税法に規定する扶養親族等がいる方については、その人数に応じて所得限度額引上げがありますので、その場合は長寿社会課にお問い合わせください。
扶養義務者	663万7千円を超えた場合	

(単位:千円)

扶養親族等の数		0人	1人	2人	3人	4人	5人
本人	限 度 所得額	3,954	4,334	4,714	5,094	5,474	5,854
扶養義務者等	限 度 所得額	6,637	6,886	7,099	7,312	7,525	7,738

※ 所得制限限度額の加算額

1、本人の場合

- ① 老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- ② 特定扶養親族（16歳から22歳まで）1人につき 250,000円

2、扶養義務者の場合

- ① 老人扶養親族1人につき 60,000円
ただし、当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき60,000円

○事前申請書への添付書類

- 改良箇所の写真（日にちを入れて）
- 図面（工事前後の状況、改修箇所がわかる全体図）
- 見積り（工事にかかる経費を記載、改修場所ごとに内訳書を記載）
- カタログ（トイレ、浴槽、手すり、扉など）
- 障害者手帳の写し（該当者のみ）
- 所得証明書（世帯全員分）
- その他（)
- 遠隔地扶養の場合、対象となる市町村の所得証明書

一関地区広域行政組合 介護保険課

介護保険住宅改修費支給制度について

■ 対象要件

一関地区広域行政組合の被保険者であり、心身や住宅の状況等から住宅改修が必要なため、以下の対象要件を満たし、住宅改修を実施した場合に対象となります。

- ・ 要介護認定(要支援 1・2 または要介護 1～5)を受けており、認定有効期間内である。
- ・ 介護保険被保険者証に記載されている住所地にあり、実際に居住している住宅である。
- ・ 本人が在宅である(入院・入所・外泊は不可)。
- ・ 工事内容が介護保険制度の給付対象であり、事前申請の書類にその必要性について記載されている。
- ・ 住宅改修の着工前に事前申請して、一関地区広域行政組合に事前承認されている。
(手続きせずに着工した場合は、支給対象になりません。)

■ 給付対象となる住宅改修工事の種類

(1) 手すりの取付け

廊下、トイレ、浴室、玄関、玄関から道路までの通路（玄関アプローチ）等に転倒予防や移動または移乗動作の補助を目的として手すりを設置するものです。

- ・ 取付け工事で固定しない床置き式タイプや便器を囲んで使用する手すりは「福祉用具貸与」の対象となります。

(2) 段差の解消

居室、廊下、トイレ、浴室、玄関等の各室間の段差や、玄関アプローチの段差を解消するために、敷居を低くしたり、スロープを設置したり、浴室などの床をかさ上げするなどの工事です。

また、通路の「傾斜」を解消する工事も対象となります。

- ・ 取付け工事で固定しないスロープは「福祉用具貸与」、取り付け工事で固定しない浴室用すのこについては「福祉用具購入費」の支給対象となります。
- ・ 持ち運び可能な式台の設置、階段昇降機・リフト・ホームエレベーター等の動力により段差を解消する機器を設置する工事は支給対象外です。

(3) 滑りの防止や、移動を円滑にするための床または通路面の材料の変更

居室においては畳敷きから板張りやビニール系床材等への変更、浴室においては滑りにくい床材への変更、通路面においては滑りにくい舗装材へ変更するなどの工事です。

(4) 引き戸等への扉の取替え

開き戸を引き戸、折り戸、アコーディオンカーテン等に取替えるといった扉全体の取替えのほか、単なる扉の撤去や、扉の位置の変更、ドアノブの変更や戸車の設置も対象となります。なお、扉の新設は原則対象外ですが、扉の位置を変更するより引き戸等を新設した場合のほうが廉価である場合に限り対象となります。

(5) 洋式便器等への便器の取替え

和式便器を洋式便器に取り替える工事です。

- ・ 洋式便器等の位置や向きを変更したり、洋式便器の高さを嵩上げする工事も身体状況等により対象となります。
- ・ 取付け工事を伴わない据置式の腰掛便座は「福祉用具購入費」の支給対象となります。
- ・ 既に洋式便器の場合に、暖房便座や洗浄機能付便座に取り替える工事は原則対象外です。
- ・ 水洗化や電気配線、壁、天井などの工事は対象外となります。
- ・ 屋外の和式トイレを取り壊して、屋内の洋式トイレにする場合は、原則的に洋式便器の設置の費用(便器そのものの費用+取付け費)が対象となります。

上記(1)～(5)の工事に伴って必要となる住宅改修も支給対象となります。

- ＜例＞
- ・ 手すりの取付けのための壁の下地補強
 - ・ 扉の取替えに伴う壁や柱の補強
 - ・ スロープの設置に伴う転落や、車いすの脱輪防止を目的とする柵・立ち上がりの設置
 - ・ もとから水洗化されている便器の取替えや浴室の段差解消に伴う部分の給排水設備工事
 - ・ 床材の変更のための下地補強、便器の取替えに伴う床材の変更

■ 支給について

(1) 支給限度基準額

申請上限額 20万円 (内訳：介護保険給付上限額18万円～16万円、自己負担額2～4万円)

申請上限額20万円の範囲内であれば、何回かに分けて申請することもできます。

介護の必要の程度が3段階以上重くなった場合や転居した場合については、申請上限額20万円の再度の利用が条件付きで認められる場合があります。

(2) 支給方法

償還払い方式

利用者は施工事業者に対し費用の全額を支払い、改修後の申請により、組合は利用者に対し給付上限額の範囲内で7割～9割分を支払います。

受領委任払い方式

利用者は施工事業者に対し費用の1割～3割分を支払い、改修後の申請により、組合は施工事業者に対し給付上限額の範囲内で7割～9割分を支払います。

■ 留意事項

(1) 新築や増築の住宅改修について

住宅の新築や増築(新たに居室を設けるなど)、改修理由が老朽化や器具の故障等の場合は、支給対象になりません。

廊下の拡張をした上で手すりを取り付ける場合やトイレの拡張をした上で和式便器を洋式便器へ取替えた場合などには、それぞれ「手すりの取付け」「洋式便器等への便器の取替え」に要した費用のみ支給対象となります。

(2) 介護認定申請中、入院・入所中に行う住宅改修について

要介護(要支援)の認定を受けていることが必要です。ただし、緊急を要する場合は、認定申請後に事前申請を行うことは可能ですが、認定が非該当になった場合は支給できません。

入院・入所中で退院・退所の見込みがある場合、事前申請承認後の工事着工は可能ですが、退院・退所しなかった場合は支給できません。また、一時帰宅のための住宅改修は支給対象外となります。

(3) 一時的に身を寄せている住宅の改修について

介護保険の被保険者証に記載されている住所地の住宅の改修が支給対象となります。

そのため、介護保険の被保険者証に記載されていない住所地で、一時的に居住するための住宅改修は支給対象になりません。

(4) 家族等が自ら行う住宅改修について

被保険者が自分で材料を購入し、本人または生計を共にする家族等によって住宅改修が行われた場合は、材料費のみが支給対象になります。この場合の「領収書」は、材料の販売者が発行したものになります。添付する完成工事費内訳書は、使用した材料の内訳を本人または家族等が作成します。

(5) ひとつの住宅に複数の被保険者がいる場合の改修について

住宅改修費の支給限度額の管理は、被保険者ごとに行われるため、被保険者ごとに支給申請を行うことができます。ただし、複数の被保険者に係る住宅改修が行われた場合、各被保険者ごとに対象となる工事を設定し、内容や場所などが重複しないように申請します。

■ 手続きの流れ

(1) 受領委任払取扱事業者登録 (施工事業者→介護保険課)

受領委任払いを受ける施工事業者は、あらかじめ受領委任払取扱事業者として登録の届出をし、介護保険課から承認を受ける必要があります(登録のない施工事業者は受領委任払いを受けることができません)

※受領委任払い方式の利用で事業者未登録の場合 償還払い方式は不要

(2) 事前申請 (利用者→介護保険課) 【利用者が申請、またはケアマネジャーが申請代行可】

工事着手前に支給申請書を提出

(3) 事前審査 (介護保険課→利用者)

工事内容が介護保険住宅改修として適切なものであるか審査し、利用者に対して承認(不承認)通知を送付

(4) 工事着手

承認後、利用者及び施工事業者は住宅改修工事に着工 ※承認前の着工は対象外

(5) 改修費用の支払い (利用者→施工業者)

工事終了後、利用者は施工事業者へ住宅改修費用の支払いをし、施工事業者は領収書を発行します
支払う金額：受領委任払い方式→1割～3割 償還払い方式→全額

(6) 請求 (利用者→介護保険課) 【利用者が申請、またはケアマネジャーが申請代行可】

工事終了後に完了報告書を提出

(7) 支給決定 (介護保険課→施工事業者または利用者)

実施した工事内容が事前申請内容と相違がないかを確認し、住宅改修費を支給します
支給先：受領委任払い方式→施工事業者 償還払い方式→利用者

■ 提出書類

受領委任払 取扱事業者登録	1. 介護保険受領委任払取扱事業者登録届出書 2. 介護保険住宅改修費受領委任払取扱確約書
事前申請	1. 介護保険住宅改修費支給申請書 2. 住宅改修が必要な理由書(ケアマネジャー等が作成) 3. 工事見積書 4. 工事内容がわかる平面図・立面図 5. 改修前の写真(日付入り) 6. 住宅所有者の承諾書(本人所有の場合は不要)
請求	1. 介護保険住宅改修完了報告書 2. 領収書(原本) 3. 工事費内訳書 4. 改修後の写真(日付入り)

【 問い合わせ先 】

一関地区広域行政組合 介護保険課

電話 31-3223

FAX 31-3224

契約に係る談合等不正行為の再発防止の取組について

市では談合等不正行為の排除の徹底及び再発防止を図るため、令和7年度から次の取組を行います。

1. 競争入札における予定価格の事前公表の試行

令和7年5月以降に執行する一関市営建設工事の入札の一部において、予定価格の事前公表を試行します。

予定価格の事前公表は、一般競争入札公告、または指名競争入札に係る指名通知書で行います。

2. 一関市営建設工事に係る指名停止期間の上限の改正

入札参加者について、極めて悪質な事由があり、かつ極めて重大な結果を生じさせた場合、指名停止の期間を36月とすることがあります。

3. 契約書に付記する約款及び附属条件の一部改正

業者間の談合や排除措置命令などの不正が発覚した場合の賠償の予約について新設しました。

※2、3は令和7年4月1日から適用となります。

【問い合わせ先】

一関市役所 総務課 契約係

電話：0191-21-2111（内線 8223～8225） FAX：0191-21-2164

Eメール：keiyaku@city.ichinoseki.iwate.jp